

函館市医療・介護連携推進協議会 令和4年度第1回会議

日時：令和4年11月29日（火）19：00～

場所：函館市役所 8階大会議室

および ウェブ

【次第】

1 開 会

2 議 事

○ 報告事項

(1) 令和3年度函館市医療・介護連携支援センターの業務報告について

(2) 函館市医療・介護連携支援センターの活動報告について

ア 地域の医療・介護の資源の把握

イ 医療・介護関係者の情報共有の支援

ウ 医療・介護連携に関する相談支援

エ 市民への普及啓発

オ 医療・介護関係者の研修

カ 切れ目のない医療・介護の提供体制の構築

3 その他

(1) 次回協議会について

4 閉 会

【配布資料】

- 1 業務報告
- 2 医療・介護資源把握関係資料
- 3 情報共有ツール関係資料
- 4 相談統計
- 5 普及啓発活動一覧
- 6 研修関係資料
- 7 入退院支援関係資料
- 8 急変時対応関係資料

函館市医療・介護連携推進協議会 顧問・委員名簿

2022/11/30

(顧問)

(敬称略)

分野	所属団体	職名	氏名	勤務先	
医療	公益社団法人 函館市医師会	会長	ホンマ 哲 本間 哲	医療法人社団 本間眼科医院	
	一般社団法人 函館歯科医師会	会長	サワキ 健 澤木 健	澤木歯科医院	※ウェブ参加
	一般社団法人 函館薬剤師会	会長	クマカワ マサキ 熊川 雅樹	あおい薬局 松風店	
行政	函館市病院局	局長	ウジケ ヨシヒト 氏家 良人	函館市病院局	※ウェブ参加

(委員)

(敬称略)

分野	所属団体	職名	氏名	勤務先	
医療	公益社団法人 函館市医師会	副会長	クボタ タツキ 久保田 達也	久保田内科医院	
	一般社団法人 函館歯科医師会	副会長	スズキ マサシ 鈴木 均史	ホワイト歯科クリニック	※ウェブ参加
	一般社団法人 函館薬剤師会	常務理事	ミズコシ ヒデミチ 水越 英通	はこだて調剤薬局 昭和店	※ウェブ参加
	公益社団法人 北海道看護協会 道南南支部	支部長	キタムラ カズヒロ 北村 和宏	社会医療法人 高橋病院	※ウェブ参加
	道南在宅ケア研究会	幹事	オカダ シンゴ 岡田 晋吾	医療法人社団 守一会 北美原クリニック	※ウェブ参加
	函館地域医療連携実務者協議会	世話人	カメヤ ヒロシ 亀谷 博志	函館中央病院	※ウェブ参加
	一般社団法人 北海道医療ソーシャルワーカー協会 南支部	支部長	アベ アヤコ 阿部 綾子	函館脳神経外科病院	※ウェブ参加
介護	函館市居宅介護支援事業所連絡協議会	会長	ワタベ ヨシヒト 渡部 良仁	居宅介護支援事業所 アニー	
	函館市地域包括支援センター連絡協議会	会長	ツネノ タケヒサ 常野 剛永	函館市地域包括支援センター亀田	※欠席
	函館市訪問リハビリテーション連絡協議会	会計	テラダ マサヒロ 寺田 昌弘	社会医療法人 仁生会 西堀病院	※ウェブ参加
	道南訪問看護ステーション連絡協議会		ホサカ アケミ 保坂 明美	株式会社トラントユイット 訪問看護ステーション フレンズ	※ウェブ参加
	道南地区老人福祉施設協議会	会長	サイトウ タダフミ 齋藤 禎史	介護老人福祉施設シンフォニー	※欠席
行政	函館市保健福祉部	部長	サトウ ツム 佐藤 任	函館市	

(オブザーバー) ※ 対面参加

函館市医師会事務局 北斗市 七飯町 ほくと・ななえ医療・介護連携支援センター

(オブザーバー) ※ ウェブ参加

函館歯科医師会事務局 函館薬剤師会事務局 渡島総合振興局

(事務局等) ※ 対面参加

函館市保健福祉部 市立函館保健所 函館市医療・介護連携支援センター

1 函館市医療・介護連携支援センター業務報告（令和3年度）

（1）情報共有ツール作業部会関係業務

- 医療・介護関係者の情報共有の支援
 - ・ 「はこだて医療・介護連携サマリー」活用状況調査を実施（2回）
 - ・ 「はこだて医療・介護連携サマリー」の修正およびQ&A集を作成し、ホームページ上で公開
 - ・ 医療・介護連携におけるID-Linkの普及に向けたワーキンググループの設置・開催（3回）

（2）多職種連携研修作業部会関係業務

- 医療・介護関係者の研修
 - ・ 医療関係者向け動画研修（2回）、介護関係者向け動画研修（1回）を実施
 - ・ 函館市医療・介護連携多職種研修会を開催（1回）
 - ・ 専門職の職能団体同士が直接、連携・協働できる環境づくりのためにホームページに掲載している「各関係団体の窓口一覧」を更新
 - ・ 研修会の情報の一元化のため各団体に研修情報の提供への協力を依頼し、寄せられた情報をホームページ上に掲載

（3）連携ルール作業部会関係業務

- 切れ目のない医療・介護の提供体制の構築（退院支援分科会関係）
 - ・ 「はこだて入退院支援連携ガイド」の見直し
 - ・ 別冊版ガイド「はこだて療養支援のしおり」の更新およびアンケート調査（急変時対応分科会関係）
 - ・ 急変時対応の連携ルール検証のため、介護施設（121か所）や医療機関（20か所）の実態を調査
 - ・ 函館市医療・介護連携「急変時対応研修会」を開催（1回）

（4）その他

- 地域の医療・介護の資源の把握
 - ・ 「在宅医療・介護連携マップ」をホームページ上で運用
 - ・ ホームページのレイアウト、マップの項目および名称を変更
 - ・ 「多職種から寄せられたお役立ち情報一覧」を随時更新
 - ・ 認定看護師の役割と活動に関するコラムを掲載
- 医療・介護連携に関する相談支援
 - ・ 新規相談件数 133件（延べ件数330件）
- 市民への普及啓発
 - ・ リーフレットの配布、ホームページによる広報・周知
 - ・ 市民向け出前講座における、医療・介護連携を推進するセンターについてのPR活動（4回）
- 新型コロナウイルス感染症への対応に関すること
 - ・ 在宅系介護保険事業所団体における新型コロナウイルス対策についての情報共有会を企画・開催、各団体での取り組みについてホームページ上で公開

ア 地域の医療・介護の資源の把握

コラム：認定看護師の役割と活動

- 令和4年5月掲載
第12回 『脳卒中リハビリテーション看護認定看護師』
社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院
集中治療センター 看護師主任
山田 拓也 様
※ 現在、脳卒中リハビリテーション看護認定看護師が在籍する市内の機関
函館五稜郭病院、函館脳神経外科病院、
訪問看護リハビリステーション白ゆり八幡通

- 令和4年7月掲載
第13回 『訪問看護認定看護師』
訪問看護ステーションオハナ
管理者 高畑 智子 様
※ 現在、訪問看護認定看護師が在籍する市内の機関
訪問看護ステーションオハナ

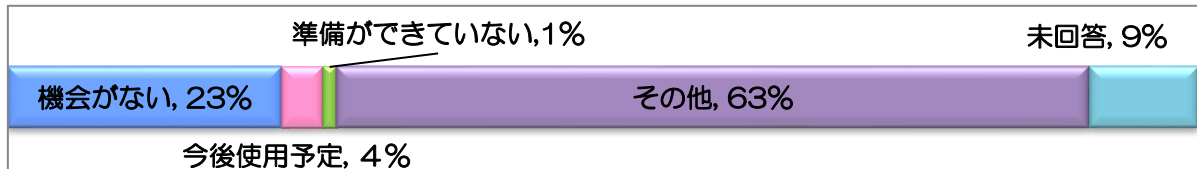
R4年7月調査分

情報共有ツール作業部会 はこだて医療・介護連携サマリー 活用状況調査集計結果 R4.1.1～R4.6.30分 (n=172)

○貴所属機関では、「はこだて医療・介護連携サマリー」（以下「サマリー」と表記）を作成し、情報共有に活用されたことがありますか。



○上記いいえの理由。



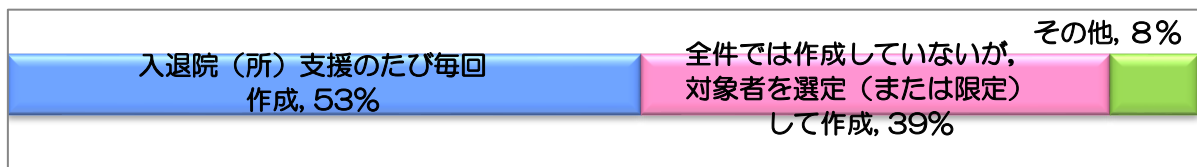
○ア 令和4年1月1日から令和4年6月30日までの期間で、何件の「サマリー」を作成されましたか。

- ・最大作成件数は1,000件
- ・1機関の平均活用件数は36件

○イ どのような機会に作成し、活用していますか。（複数回答あり）



ウ どのくらいの頻度でお使いですか。（複数回答あり）



○「サマリー」の内容について、見直しが必要な箇所があると思われますか。



函館市 医療・介護連携支援センター 相談件数統計

令和04年04月01日～令和04年09月30日

1 新規の相談

(1) 相談内容別

(単位:件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
退院支援・調整	1	0	1	6	2	0							10	1.7
日常の療養支援	11	7	6	13	15	7							59	9.8
急変時の対応	0	0	0	0	0	0							0	0.0
看取り	1	0	0	1	0	0							2	0.3
その他	4	3	3	3	0	4							17	2.8
合計	17	10	10	23	17	11							88	14.7

(2) 相談依頼者別

(単位:件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
本人	1	1	1	3	1	2							9	1.5
家族	5	2	1	5	3	2							18	3.0
在宅医療機関(診療所)	0	0	1	2	0	0							3	0.5
在宅医療機関(病院)	0	0	0	0	1	0							1	0.2
入院医療機関(診療所)	0	0	0	0	0	0							0	0.0
入院医療機関(病院)	1	0	0	4	2	0							7	1.2
医療機関(歯科)	0	0	0	0	0	0							0	0.0
薬局	0	0	0	0	0	0							0	0.0
地域包括支援センター	2	0	3	5	3	3							16	2.7
居宅介護支援事業所	5	3	1	1	2	3							15	2.5
訪問看護ステーション	0	0	0	0	3	0							3	0.5
老人福祉施設	0	0	1	0	0	0							1	0.2
介護保険事業所	1	1	0	0	1	0							3	0.5
その他	2	3	2	3	1	1							12	2.0
合計	17	10	10	23	17	11							88	14.7

2 新規および継続の相談対応方法別

(単位:件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
電話	24	11	39	59	20	9							162	27.0
訪問	0	0	0	1	0	0							1	0.2
来所	3	1	1	1	4	3							13	2.2
文書	0	0	0	0	0	0							0	0.0
メール	0	3	1	3	1	0							8	1.3
関係者協議	0	3	9	7	2	1							22	3.7
その他	0	0	0	2	0	0							2	0.3
合計(延べ件数)	27	18	50	73	27	13							208	34.7

函館市 医療・介護連携支援センター 相談件数統計

令和03年04月01日～令和04年03月31日

1 新規の相談

(1) 相談内容別

(単位:件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
退院支援・調整	2	4	0	2	3	0	1	2	3	1	2	1	21	1.8
日常の療養支援	3	5	4	9	7	7	6	11	5	8	12	6	83	6.9
急変時の対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0.2
看取り	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0.3
その他	3	4	2	1	4	1	1	5	3	0	0	0	24	2.0
合計	8	13	7	13	14	8	9	18	11	10	14	8	133	11.1

(2) 相談依頼者別

(単位:件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
本人	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	4	8	0.7
家族	4	3	3	1	7	3	2	3	3	3	5	0	37	3.1
在宅医療機関(診療所)	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	6	0.5
在宅医療機関(病院)	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3	0.3
入院医療機関(診療所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.1
入院医療機関(病院)	1	3	0	4	1	1	2	1	2	2	1	0	18	1.5
医療機関(歯科)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
薬局	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1
地域包括支援センター	1	1	0	1	1	0	0	3	3	3	1	1	15	1.3
居宅介護支援事業所	1	1	2	1	2	2	1	2	0	2	4	1	19	1.6
訪問看護ステーション	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0.2
老人福祉施設	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0.2
介護保険事業所	0	2	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	6	0.5
その他	0	2	1	2	2	1	1	4	0	0	1	1	15	1.3
合計	8	13	7	13	14	8	9	18	11	10	14	8	133	11.1

2 新規および継続の相談対応方法別

(単位:件)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
電話	10	17	10	10	23	17	10	37	32	16	47	11	240	20.0
訪問	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.1
来所	2	4	3	3	5	2	2	6	1	2	3	0	33	2.8
文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
メール	2	6	9	0	4	3	0	0	6	0	0	1	31	2.6
関係者協議	0	5	1	3	1	0	1	1	4	1	2	2	21	1.8
その他	0	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	4	0.3
合計(延べ件数)	14	32	24	17	33	22	15	45	43	19	52	14	330	27.5

参考：令和4年度上半期カテゴリー別相談数

《大カテゴリー》		《中カテゴリー》		《小カテゴリー》	
○日常療養支援	59	○在宅医療	30	・受診	15
				・訪問診療	9
				・療養支援	5
				・その他	1
		○入院医療	7	・入院	7
		○疾患	2	・症状マネジメント	1
				・その他	1
		○介護保険	12	・居宅事業所の選択	1
				・申請・手続き	3
				・サービス内容	5
・介護保険で利用できる施設	2				
・その他	1				
○その他の福祉制度	2	・年金制度	1		
		・その他	1		
○その他	6	・その他	6		
○退院支援・調整	10	○在宅医療	2	・訪問診療	2
		○入院医療	3	・退院・転院	3
		○介護保険	5	・サービス内容	1
				・介護保険で利用できる施設	2
				・申請・手続き	2
○急変時対応					
○看取り	2	○入院医療	1	・入院	1
		○その他	1	・その他	1
○その他	17	○介護保健	2	・サービス内容	1
				・申請・手続き	1
		○在宅医療	2	・その他	1
				・訪問診療	1
		○入院医療	4	・その他	4
○その他	9	・その他	9		

令和4年度出前講座一覧

5月12日 松陰クラブ 参加者 10名

- ・タオル体操
- ・リズム体操
- ・函館市医療・介護連携支援センターとは
- ・出前講座のご案内

6月17日 青色申告会青年部研修会 参加者 13名

- ・超高齢社会～家族の突然の変化に備えて～

7月14日 松陰クラブ 参加者 9名

- ・花笠を作って、踊ろう
- ・自分の体を知ろう！（脈について、心不全の予防について）

7月20日 山の手町会館 参加者 38名

- ・認知症について
- ・リラックス体操

令和4年7月吉日

関係者各位

函館市医療・介護連携支援センター
センター長 岡和田 敦

「令和4年度 函館市医療・介護連携多職種研修会」

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、函館市医療・介護連携支援センターでは、函館市医療・介護連携推進協議会 多職種連携研修作業部会の協力のもと、多職種間での「相互理解」というテーマで、医療関係者には介護側の事情を、介護関係者には医療側の事情を知っていただく機会として、当センターのホームページで研修動画を公開する事となりました。

貴事業所職員の皆様におかれましても、ぜひお誘い合わせのうえ閲覧していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

『令和4年度 函館市医療・介護連携多職種研修会』
医療関係者向け研修会（動画公開）

- 【日 時】 令和4年7月11日（月）14時 ～ 7月31日（日）公開
*お申し込みいただいた医療機関（部署）及び事業所に、パスワードをお知らせいたします。
- 【場 所】 函館市医療・介護連携支援センター ホームページ
*閲覧を制限している為、申し込みをいただいた医療機関（部署）及び事業所にのみ、閲覧の為のパスワードをお知らせいたします。
パスワードや動画は無断転用禁止ですので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。
- 【対 象】 函館市内の医療・介護関係者
教育機関
*医療関係者向け研修となっておりますが、介護関係者も申込可能です。
- 【内 容】 テーマ：30分でわかる福祉用具の「あれこれ！」
講 師：株式会社 ひより屋
福祉用具専門相談員 角田 真一 様
- 【申込方法】 申込は各所属事業所・機関よりお願いいたします。
*参加申込書にご記入のうえ、令和4年7月25日（月）までにご連絡をお願いいたします。

[お問い合わせ先]

函館市医療・介護連携支援センター（函館市医師会病院内） 担当：眞嶋，近藤
電話：43-3939 FAX：43-1199 E-mail：ikr-center@hakodate-ishikai-hp.jp

令和4年度 函館市医療・介護連携多職種研修会(医療関係者向け研修)
アンケート集計結果 分析

n=188 (回収率 75.2%)

1. 所属機関をお聞かせください。(複数回答可)

・医療機関	63	(33.5%)
・介護機関	113	(60.1%)
・教育機関	2	(1.1%)
・その他	10	(5.3%)

2. 現在、従事されている職種をお聞かせください。(複数回答可)

・医師	0	(0.0%)
・歯科医師	0	(0.0%)
・薬剤師	41	(14.3%)
・保健師	7	(2.4%)
・看護師	28	(9.8%)
・ケアマネジャー	86	(30.0%)
・相談員	13	(4.5%)
・介護職員	40	(13.9%)
・歯科衛生士	2	(0.7%)
・栄養士	0	(0.0%)
・リハビリスタッフ	32	(11.1%)
・柔道整復師	0	(0.0%)
・マッサージ師・鍼灸師	7	(2.4%)
・福祉用具関連	6	(2.1%)
・事務員	9	(3.1%)
・教員	1	(0.3%)
・学生	0	(0.0%)
・その他	15	(5.2%)

(救急救命士 9名・社会福祉士 6名)

3. 研修会を受講し、ご自身の理解は深まりましたか？

・深まった	166	(88.3%)
・どちらともいえない	11	(5.9%)
・あまり深まらなかった	2	(1.1%)
・無回答	9	(4.8%)

【ご意見等】

- ・在宅介護では福祉用具レンタルが非常に有効で、福祉用具専門員に相談するのがよいと感じました。
- ・様々な工夫で住宅生活が可能になり、自分らしい生き方を「あきらめない」事ができるとわかりました。
- ・介護側なので普段から連携で行っている内容でしたが、確認として勉強させていただきました。
- ・退院支援では、病院などの医療職と連携し情報提供していただき在宅生活でどのようなサービスが利用しなければいけないのか、特に福祉用具貸与や住宅改修での環境整備は介護するご家族様の負担を軽減する事に繋がるので、退院前に整備できればと思いました。
- ・福祉用具の勉強会は珍しかったのでよかったです。
- ・一つの環境でも様々な考え方や用具の選択肢がありますので、なかなか30分に集約するのは難しい内容だったのではないかと思います。ますます福祉用具を知っていただけるように頑張りたいと思います。
- ・まずは、あきらめない姿勢が大切なことを再度理解した。
- ・福祉用具専門相談員によって様々な提案が考えられると感じました。同業者として知識を深めることができたため、今後はご利用者様が安心して生活できる環境整備を心がけて支援させていただきます。
- ・福祉用具の機種について理解が深まった。
- ・トイレ前でベスポジにつなぐ介助の際に、こんなにしっかりとした手すりがあることを知りませんでした。入院中の歩行器のデモ試用いいですね。活用させていただきます。
- ・動線が長い場合の対応方法など、ヒントを得る事ができました。
- ・入院中から関わっていただけなのは、不安を減らすことができてありがたい。
- ・介護器具の知識が少なくても見やすい動画でためになりました。患者さんから聞かれて答えられなかったことが、この動画を見て解決しました。
- ・退院時は特に、リハビリ職からの視点やアドバイス、福祉用具事業所からの視点やアドバイスがとても心強く助かります。
- ・普段介護用品のレンタルに携わることは少ないので、色々種類があることなどが勉強になりました。
- ・退院時の設置に携わることは難しいですが、在宅服薬管理時にお体の状況変化を聞き取り用品の変更などにアドバイスできるようになると感じました。
- ・福祉用具で在宅での介護生活がレベルアップされていると感じました。福祉用具を多くの方に知っていただくのが良いですね。

・正直、1人なのに自宅にいたいというお年寄りに対し「薬も飲み間違えたりして心配だし、早く施設に入ればいいのに」と思っていました。今回の動画を拝見させていただき、お年寄りに寄り添って自宅にいられるようお手伝いをしていける方たちの話を聞き、もっとご自身のライフスタイルに合うお手伝いをしていけるよう私も努力しなければと考えを改めました。

・目に見える具体的な動画で角田さんの説明もとても解りやすくよかったですと思います。

・福祉用具の種類が多さや介護保険で借りられるものやできないものがとても解りやすい動画でした。また、ベッドを実際に組み立てる場面を見せていただき、組み立て時間等がとても勉強になりました。

・一般的なレンタル商品や住宅改修は理解していましたが、屋外のレンタル品を初めて拝見しました。住宅改修とあわせて、利用者様へ提案させていただきたいと思います。

・退院前に情報共有する事で在宅生活にスムーズの繋げられるよう、関わっていききたいと思います。

・介護保険で介護用の器具がレンタルできること、また住宅の改修工事が適用されることを初めて知った。

・可能であれば、利用されるお客様の実際の生活場面（生活状況や動線での動き）も合わせて拝聴したかった。

・停電時にギャッチアップが手動で直る機能や、新しい形状や機能の福祉用具を見ることができてよかったです。

・普段よく見かける福祉用具ばかりでしたが、使い方や適性などの説明を聞いた事はなかったので、具体的に知る事ができ勉強になりました。

・普段目にしてる物でも今後は違う目線で考える事ができそう。

・知らなかった福祉用具があったので勉強になりました。

・利用したことがない機種もみる事ができて良かったです。

・骨折した方が、在宅での生活を支援する福祉用具を一軒家の症例として紹介していただき分かりやすかったです。

・介護用品についての知識はほぼなかったので勉強になりました。

・福祉用具の入門編としては非常に良いかと思います。

・福祉用具を使うのに、結構な費用が掛かると考えていましたが、ベッドや車いすなどの負担が少なかったことに驚きました。

・外用の置き型手すりについて、新たに認識できました。

・電動ベッドの取り付け工程を初めて見る事が出来て勉強になりました。

・玄関の段差に手すりが斜めに付くなんてびっくりしました。介護ベッドが15分で組み立てられるのは知りませんでした。手すりも知っているようで知らなくて、勉強になりました。

・福祉用具専門員の方が用品選定や提案をしやすいよう、ことからも相談する際には対象者/ご家族の身体状態/生活+家屋状況のほかに好みの色や家の雰囲気などを伝えるとより対応しやすくなると思いました。双方が満足されるように今後は留意して依頼していきます。

- ・2階での生活は、階段の斜度を考えると難しいのではと思いました。
- ・福祉用具のことや、福祉用具のレンタルについての理解が深まって勉強になりました。
- ・入院中からレンタルのデモを対応していただけることを知らなかった為、在宅に戻るタイミングでようやく試すことができると思っていました。入院中から試してみる事で、利用者様自身も在宅で使うイメージが持てて安心だと思いました。

*多数同意あり、まとめて掲載しております。

4. 今回のような研修会を続けてほしいですか？

・続けてほしい	169	(89.9%)
・どちらともいえない	11	(5.9%)
・続けなくてもよい	0	(0.0%)
・無回答	8	(4.3%)

【ご意見等】

- ・いつでも閲覧できるので助かります。
- ・患者さん向けなのかプロ向けなのか。事前に分かっていたらよかったです。
- ・このように在宅支援でとても参考になる資料は、研修だけではなくアーカイブとしていつでも見られる環境にしていただければ、とても助かります。
- ・番組形式で分かりやすかったです。掛け合いもよかったです。退屈する事なく視聴できました。
- ・他の福祉用具の種類や使用方法も知りたいです。
- ・動画研修はわかりやすく、時間に関係なく見る事ができるので続けていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。
- ・自分の都合で空時間にじっくり見る事ができるので、動画式もよいと思います。
- ・設置の工程状況や福祉用具の種類、扱い方等を教えて頂きたいです。
- ・基本は変わらないと思うが、福祉用具の機能は進化しており参考にしたい。
- ・介護の視点に立った改善案がよかった。可能であれば介護を受ける要介護者の視点もあればなおよいと思った。店舗の配置換等の参考にさせていただきたい。
- ・様々な困りごとや迷った時の具体的な場面での動画があればうれしい。
- ・コロナ感染者が増えている状況なので、今後もオンラインでの研修があると参加しやすいので続けて欲しいです。
- ・動画研修が受けやすい。
- ・医療従事者だけではなく、介護用具を必要な患者さんのご家族などが見られればわかりやすいのではないかと思います。

*多数同意あり、まとめて掲載しております。

5. 今後、どのような内容の研修会を希望されますか？

【具体的な内容等】

- 介護側からの意見になりますが、医療について勉強したいと思います。
- 介護施設での看取りケアについて。
- 今回の続編（中級編）や、難渋したケースなどがみたい。
- 人権擁護について。
- 災害時の連携などについて。
- 訪問リハビリテーションについて学びたいです。実際に利用するまでの流れや、利用者宅でどのようなプログラムのリハビリが行われているかを知りたいです。
- 初めて函館市の動画を拝見しました。多職種の専門的な動画を今後も続けて頂きたいと感じます。
- 訪問介護について。
- 訪問看護のサービスでできること、できないこと等周知できるような研修を開いてほしいです。（同居家族がいる家事援助など）
- おむつ交換や清拭や着替え、口腔ケアについて。
- その場で質問できるメリットもあるため、集合研修もたまにあるとよいと思います。
- 自費サービスの種類（メリット・デメリット）認知症？と家族が感じた時で、本人に受診抵抗（拒否）がある場合のうまい誘導の仕方。
- 初歩的なのですが、特養、サ高住など、様々な施設がありますが、一般的にどのような利用者さんが利用できるのか、どのような状況だと利用できないのかなど知りたいです。
- 様々な種類の用具があるため、その方にあった福祉用具を教えてください。
- 今回たいへん参考になりましたので、今後も退院して在宅に戻られる方の事例をあげて動画を配信していただきたいです。福祉用具だけでなくヘルパーを利用する内容やデイサービス、デイケアの利用の検討など、文章のものは多いですが、動画だとより分かりやすいと思いました。
- 動画配信は、自分の時間で視聴できるので参加しやすい。
- 動画でなくても、あらためて制度、手続きに関して。
- ケアマネジャーの心のケアなど。
- ご家族からよく依頼のある、退院後すぐに自宅でできるエクササイズや口腔体操、嚥下体操の紹介をリハビリ職種向けにしてもらいたい。
- 誰が見ても解りやすい今回のようなものがあればよいと思います。
- 寝たきりで拘縮があり、意思疎通が困難な利用者さんのベッドから車いすへの移動を安全に楽に行えるような福祉用具と使用方法についての研修会を行ってほしい。
- 普段接する患者さんの服薬情報を度々目にするので、処方薬に関する知識を深めたいです。例えば、ニトロ舌下錠の処方を受けている場合、常備しているか、していればどこにあるかを事前に確認しておくなど、このお薬の処方をうけている場合はこれに注意という内容の勉強がしたいです。

- ・訪問看護の利用について。
- ・各職種の基本的な診療報酬や算定条件。各算定条件について、ある程度相互理解があれば、仕事の協力や分担がうまくいくのではないかと感じることもある。
- ・せっかく本物の家屋を使用するのであれば、退院時の想定（想像上の課題、想定される問題）より、今住んでいて実際にここが困っている、この動作ができない、などの問題に対する解決策を示した方が、具体性があって良いかと思いました。
- ・福祉用具全体的は内容だったので、個々の福祉用具についての詳しい内容が知りたい。
- ・入院～在宅調整まで一連の多職種連携の実例を学びたい。
- ・施設でのサービスについて知識を深めたい。
- ・今回のような分かりやすい内容で、訪問看護事業所などの連携・活動状況なども知りたいです。
- ・いろいろな感染症について。いろいろな検査項目について。
- ・私自身、親の介護が目前です。頑固で都合のよいように嘘をつく親です。離れているのでケアマネさんに話していますが。ケアマネさんのお仕事って本当はどこまでなのでしょう？本人と家族、サービスの調整だとは思いますが、いつか「本当は困ります！これは・・・（ケアマネ編）」とかやってほしい。
- ・病院同士で連携しているソフト？はどのようなものか知りたいです。病状や治療など詳しく知りたいのですがケアマネは書面や口頭でしかすることができない為もどかしい事があります。
- ・栄養学的なお話が聞きたいです。

*多数同意あり、まとめて掲載しております。

6. 今回のような動画配信での講義はいかがでしたか？

・よかった	178	94.7%
・どちらともいえない	3	1.6%
・よくなかった	0	0.0%
・無回答	7	3.7%

- ・研修時間がちょうどよかった。
- ・実際に住宅を使ってお示しいただき、わかりやすかったです。
- ・期間内であればいつでも見られるのがよい。各病院施設への案内書面は、動画公開よりも1週間～2週間前に連絡していただくと助かります。
- ・温かみのあるお話しでした。
- ・オンデマンドで見られてよかったです。
- ・2人のやり取りが分かりやすかったです。
- ・外の撮影だったため、雑音がありところどころ聞きにくかったです。
- ・動画配信での勉強会の方が、敷居が低くて参加しやすい。また、メモ等に集中して内容が疎かになったりせず、聞き逃した際には巻き戻しが可能なのも良い点だと感じました。

- ・集合研修には参加した事はありませんが、時間にとらわれずに勉強できる動画配信はありがたいです。
- ・ご本人、ご家族もこの動画を見ることができればと思います。
- ・函館市医療・介護連携支援センターHP（動画）を開くまでに時間がかかった。
- ・動画編集がすごく見やすく、そして内容も商品の紹介から実際の現場での活用方法の紹介もあり非常に分かりやすかった。
- ・実技での動画だったので、わかりやすかった。
- ・今後も動画配信よろしくお願いします。
- ・自分の都合の良い時間で視聴できるのは良いと思いました。当院の問題かと思いますが、私の所に研修の案内が来たときには、すでに7月11日が過ぎていました。もう少し早いご案内だと助かります。我が家のパソコンの調子が今一つで、途中で動画が止まりましたが、最後まで見られました。
- ・具体的な事例を挙げ、とてもわかりやすい講座でした。ありがとうございます。
- ・コロナ禍がいまだに収まらない今こそ、ぜひ毎月やっていただきたい。動画はスムーズに進みました。

*多数同意あり、まとめて掲載しております。

7. 講師への質問がございましたら、お書き下さい。後日、ホームページにて回答いたします。

- ・マットレスや車いすがクッションなど汚れた場合、交換する時の代金はかかりますか？車いすに使用しているクッションが汚れた場合もこちらで洗わず、福祉用具屋さんへ連絡する方がよいのでしょうか？
- ・主なレンタル器具と費用（概算）一覧などございますか。
- ・住宅改修の前後を閲覧できるものはありますか。
- ・市営住宅のようなエレベーターのない集合住宅で車いすの生活になってしまった場合、どのような解決方法があるのでしょうか。
- ・15分でベッドを作れるのは福祉用具専門の方はすごいと思う。これは家族や介護職員ではかなり難しいことですか？不具合が出たら、頼まれてもお断りして福祉用具専門の方へお願いしてもよいですか。
- ・一時的な外泊時に例えば車いす等を借りたい場合は対応できますか？料金はどのようになるのでしょうか？
- ・介護施設に入居する前に、こういったものが要るか？
- ・親切丁寧な紹介をしていただいた「ひより屋」さん、今後何か機会があれば相談させて頂きたいと思います。
- ・分かりやすい説明ありがとうございます。
- ・質問ではないのですが、いつも迅速で丁寧な対応で助かっています。日頃お世話になっておりますので、よろしくお伝えください。

ご協力ありがとうございました。

第7回 函館市医療・介護連携多職種研修会

【函館オープンカンファレンス形式でのディスカッション】

「8050 問題の事例を通じ、多職種連携の必要性を考える」
～知ろう！気づこう！繋がろう！！～

日 時：令和4年9月10日（土）13：30～16：30

会 場：Web 開催（Zoom）

12：30 入室可能時間

13：30 開 会
挨 拶

公益社団法人函館市医師会 会長 本間 哲

13：40 <<ディスカッション>>
(座 長)

医療法人道南勤労者医療協会函館稜北病院

副院長 総合診療科科長 川口 篤也 先生

(登壇者)

函館市地域包括支援センター ゆのかわ

保健師 京谷 佳子 様

居宅介護支援事業所 すず音

主任介護支援専門員 手塚 仁美 様

相談支援事業所 一条 相談支援専門員 長谷川隆明 様

デイサービスセンターももハウス（元デイサービスセンター百楽園）

介護主任 山本 弥 様

14：50 休 憩

15：00 <<個人ワークとディスカッション>>

*テーマ毎の個人ワーク後に、座長の進行で、

皆様を交えたディスカッションを行います。

16：15 <<総評>>

16：20 閉 会

挨 拶

函館市医療・介護連携支援センター

センター長 岡和田 敦

16：25 <<アンケートご協力のお願い>>

16：30 終 了

別紙1 研修概要書

名 称	第7回 函館市医療・介護連携多職種研修会 (ほくと・ななえ医療・介護連携支援センター合同開催)
目 的	8050 問題の事例を通じ、多職種連携の必要性を理解し、医療と介護と福祉の連携と協働を強化する
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・8050 問題の実際を知る ・8050 問題の事例から、多職種連携の必要性を理解する ・明日から自職種で何ができるかを考える事ができる
共 催	函館市(函館市医療・介護連携推進協議会) 函館市医師会 (函館市医療・介護連携支援センター、ほくと・ななえ医療・介護連携支援センター)
日 程	令和4年9月10日(土) 13:30~16:30
開催方法	ハイブリッド開催 *会場及びWeb(Zoom を使用して開催します) 会場: 函館国際ホテル(住所: 函館市大手町5-10 電話: 23-5151)
テ ー マ	8050 問題の事例を通じ、多職種連携の必要性を考える ~知ろう! 気づこう! 繋がろう!!~
内 容	<p>《函館オープンカンファレンス形式》</p> <p>(座長) 医療法人道南勤労者医療協会函館稜北病院 副院長 総合診療科科長 川口 篤也 先生</p> <p>(登壇者) 函館市地域包括支援センター ゆのかわ 京谷 佳子 様 居宅介護支援事業所 すず音 手塚 仁美 様 社会福祉法人 函館一条 長谷川 隆明 様 デイサービスセンター ももハウス 山本 弥 様</p> <p>(内容) 座長の進行により、座長と登壇者でディスカッションをしながら事例の理解を深め、参加者の皆様から意見を伺ったり、質疑応答をする予定です。</p> <p>(スケジュール) 13:30~開会あいさつ <ul style="list-style-type: none"> ・ディスカッション: 事例の共有 ・個人ワーク : 会場及びWeb 参加者 ・ディスカッション: 発表~質疑応答 16:30~閉会あいさつ</p>
参加対象	函館市・北斗市・七飯町の医療・介護関係者
参加人数	会場 50~130 名程度(状況により参加定員を変更する場合がございます) Web100名(会場参集中止時はWeb200名)
参加費用	無料 ※通信料は自己負担となります
備 考	アンケート実施

ホームページ上で掲載した研修情報一覧（令和4年4月～令和4年9月）

月	研修名称（団体名）	件数
4月	第44回 函館五稜郭病院がんサーボード（延期） 『専門チームからの取り組み報告』 『婦人科悪性腫瘍に対する妊孕性温存治療～不妊治療の保険適用開始を受けて～』 （函館五稜郭病院）	2件 （延期1件）
	七飯町成年後見制度利用促進事業 『市民後見セミナー～市民後見人とは？市民後見人に期待される役割について～』 （七飯町役場 民生部福祉課 地域包括支援係）	
5月	第65回 北海道医療ソーシャルワーク学会 『ソーシャルワークに愛をこめて～すべての人に健康と福祉を～』 （北海道医療ソーシャルワーカー協会）	1件
6月	第44回 函館五稜郭病院がんサーボード 『専門チームからの取り組み報告』 『婦人科悪性腫瘍に対する妊孕性温存治療～不妊治療の保険適用開始を受けて～』 （函館五稜郭病院）	1件
7月		0件
8月	研修案内 『令和4年度「法人後見実施のための研修会」』 （函館市成年後見センター）	2件
	第10回 全国ID-Link研究会 in函館 『医療インフラとしてのID-Link（医療情報共有システム）～患者ID全数登録に向けて～』 （特定非営利活動法人 道南地域医療連携協議会）	
9月	令和4年度 厚生労働省委託事業 人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業 『本人の意向を尊重した意思決定のための研修会 在宅医療・施設ケア従事者版 相談員研修会 生活の場、暮らしの場でのガイドラインの活用およびACPの実践』 （令和4年度「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」研修会事務局）	2件
	2022年度 専門研修 『ソーシャルワーカーの物語を紡ごう～支援を通して当事者とかかわり、生活者として共に高めあう～』 （北海道精神保健福祉士協会）	
合 計		8件

（その他）

ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センター 主催・共催研修会 2件
 函館市医療・介護連携支援センター 主催・共催研修会 3件

はこだて療養支援のしおり（令和4年更新：修正箇所）

P6

●介護保険のサービスを利用するには？

- ・函館市の受付窓口の名称変更，修正
- ・函館市包括支援センターの電話番号の変更，修正

◎函館市の受付窓口については下記をご参照ください。

函館市保健福祉部高齢福祉課 相談支援担当（市役所2階）	21-3025
亀田福祉課 介護・高齢・障がい相談窓口（亀田支所1階）	45-5482
湯川福祉課（湯川支所1階）	57-6170
銭亀沢支所（銭亀沢支所1階）	58-2111
戸井支所 市民福祉課	82-2112
恵山支所 市民福祉課	85-2335
樞法華支所 市民福祉課	86-2111
南茅部支所 市民福祉課	25-6045

◎函館市地域包括支援センターについては以下をご参照ください。


⇒函館市HP「[函館市地域包括支援センター](#)」

函館市地域包括支援センター		担当地区
あさひ	27-8880	入舟町 船見町 弥生町 弁天町 大町 末込町 元町 青柳町 谷地頭町 住吉町 宝来町 東川町 豊川町 大手町 栄町 旭町 東雲町 大森町
こん中央	27-0777	松園町 若松町 千歳町 新川町 上新川町 海岸町 大崎町 松川町 万代町 中島町 千代台町 堀川町 高盛町 宇賀浦町 日乃出町 的場町 金堀町 広野町
ときとう	33-0555	大川町 田家町 白鳥町 八幡町 宮前町 時任町 杉並町 本町 梁川町 五稜郭町 柳町 松陰町 人見町 乃木町 柏木町
ゆのかわ	36-4300	川原町 深堀町 駒場町 湯浜町 湯川町1～3丁目 花園町 日吉町1～4丁目
たかおか	57-7740	戸倉町 榎本町 上野町 高丘町 滝沢町 見晴町 鈴蘭丘町 上湯川町 銅山町 旭岡町 西旭岡町1～3丁目 鯉川町 寅沢町 三森町 紅葉山町 庵原町 亀尾町 米原町 東畑町 鉄山町 蝦眉野町 根崎町 高松町 志海苔町 瀬戸川町 赤坂町 銭亀町 中野町 新渡町 石倉町 古川町 豊原町 石崎町 鶴野町 白石町
西 堀	78-0123	富岡町1～3丁目 中道 1～2丁目 鍛冶 1～2丁目
亀 田	40-7755	美原 1～5丁目 赤川1丁目 赤川町 亀田中野町 石川町 北美原 1～3丁目 昭和 1～4丁目
神 山	76-0820	山の手 1～3丁目 本通 1～4丁目 陣川町 陣川1～2丁目 神山町 神山 1～3丁目 東山町 東山 1～3丁目 水元町 亀田大森町
よろこび	34-6868	浅野町 吉川町 北浜町 港町 1～3丁目 追分町 亀田町 桔梗町 昭和町 桔梗 1～5丁目 西桔梗町 亀田本町 亀田港町
社 協	82-4700	戸井地区 樞法華地区 恵山地区 南茅部地区
ランチかやバ	25-6034	※地域の相談を受け、地域包括支援センターにつなげるための窓口です。

P7

●医療費について知りたい

- ・医療費に負担割合：制度の変更あり内容変更，修正



介護側

医療費について知りたい

●**公的医療保険について**

◎後期高齢者医療制度についてはこちらをご参照ください。
⇒函館市HP「[後期高齢者医療制度・函館市](#)」

◎国民健康保険（こくほ）についてはこちらをご参照ください。
⇒函館市HP「[国民健康保険・函館市](#)」

◎全国健康保険協会（協会けんぽ）についてはこちらをご参照ください。
⇒協会けんぽHP「[協会けんぽ](#)」

◎健康保険組合の方は保険証に記載の健康保険組合へ各自ご確認ください。

●**医療費の負担割合について**

原則として75歳以上（後期高齢者医療制度）は1割（令和4年10月1日より、一定以上の所得のある方は2割）、70歳から74歳までは2割、70歳未満は3割となります。いずれの場合も現役並み所得者（Ⅰ～Ⅲ）（P9参照）は3割となります。

P10・11

●医療費について知りたい

- ・重度心身障害者医療費助成制度
- ・特定医療費（指定難病）
- * 2項目を新規で追加

P12

●病床の仕組みを知りたい

- ・説明文章の一部変更
- ・療養病棟（病床）

2024年3月廃止予定の為，文章追加

P13

●病床の仕組みを知りたい

【函館市各病院の病床一覧】の変更, 修正

- ・高橋病院：療養（介護）病床廃止
- ・函館協会病院：一般病床開始

(令和4年6月現在)

	一般	地域連携 ケア	回復期	療養 ケア	ホスピス 緩和ケア	療養 病棟	療養 病棟 (種別)別棟	療養 病棟 (種別)別棟	感染症	結核
亀田北病院						●				
亀田花園病院	●						●			
亀田病院	●	●	●	●						
共愛会病院	●	●		●			●			
国立病院機構函館病院	●	●								●
市立函館恵山病院							●			
市立函館病院	●								●	●
市立函館南茅部病院	●						●			
高橋病院	●	●	●							
富田病院	●					●	●			
西堀病院	●	●	●	●						
函館おおむら整形外科病院	●	●								
函館おしま病院					●			●		
函館記念病院				●		●	●			
函館協会病院	●	●	●	●			●			
函館五稜郭病院	●									
函館市医師会病院	●	●		●						
函館新都市病院	●		●							
函館赤十字病院	●	●								
函館中央病院	●									
函館脳神経外科病院	●	●								
函館稜北病院	●	●	●							
函館渡辺病院	●					●				
森病院					●		●	●		

(五十音順)

P16

●病院の相談窓口がわかりにくい

【函館市内 病院相談窓口一覧】

- ・函館稜北病院：窓口名称変更, 修正
- ・函館渡辺病院：窓口名称変更, 修正

【函館市内 病院相談窓口一覧】

(令和4年6月現在)

医療機関	相談窓口	連絡先
亀田北病院	地域連携室 認知症疾患医療センター	46-4651 (代表)
亀田花園病院	地域連携室	33-2501 (直通)
亀田病院	地域連携室	40-1500 (代表)
共愛会病院	入退院支援室	33-1166 (直通)
国立病院機構函館病院	相談支援室	51-0229 (直通)
市立函館恵山病院	看護科	85-2001 (代表)
市立函館病院	患者サポートセンター	43-2000 (代表)
市立函館南茅部病院	事務	25-3511 (代表)
高橋病院	医療福祉相談・地域連携室 入退院支援室	23-7221 (代表)
富田病院	地域医療連携室	52-1114 (直通)
西堀病院	地域連携課	78-0102 (直通)
函館おおむら整形外科病院	地域連携課	47-3300 (代表)
函館おしま病院	医療相談室	56-2308 (代表)
函館記念病院	地域医療連携室	42-0769 (直通)
函館協会病院	地域医療福祉相談室	53-5511 (代表)
函館五稜郭病院	医療相談課・在宅療養支援室	51-2295 (代表)
函館市医師会病院	医療・介護連携課 医療福祉相談係	43-4873 (直通)
函館新都市病院	医療支援課連携係	46-1321 (代表)
函館赤十字病院	医療相談室	52-4363 (直通)
函館中央病院	医療福祉相談室	52-1231 (代表)
函館脳神経外科病院	医療相談室	31-0606 (直通)
函館稜北病院	医療福祉相談課	31-1791 (直通)
函館渡辺病院	渡辺病院 患者総合サポートセンター 一般科、精神科診療の窓口 (入院・受診等の予約)	59-2357 (直通)
	渡辺病院 医療福祉支援科 入院中患者、通院中患者の総合相談	59-4198 (直通)
	ゆのかわメンタルクリニック 精神科診療の窓口 (入退院、受診等)	59-3331 (代表)
森病院	医療相談室	47-2222 (代表) 83-1711 (直通)

P17



●専門職の役割を知りたい

- ・函館市医療・介護連携支援センターHP・コラム
認定看護師の役割と活動 追加

P24

●生活困窮者への支援方法は？

- ・生活困窮者自立支援制度：窓口変更により修正
- ・生活福祉資金：函館市社会福祉協議会へ確認、
一部文章変更

 医療側	～共通課題～ 生活困窮者への支援方法は？	 介護側			
<p>●生活困窮者自立支援制度</p> <p>生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行されたことに伴い、経済的に困窮または社会的に孤立しているなど、今後の生活に不安を感じている方の相談窓口を下記のとおり設置しています。※生活保護受給者の方は対象外です。</p>					
<p>◎自立支援相談窓口についてはこちらをご参照ください。 ⇒函館市HP「函館地域包括支援センターのご案内」 ※令和4年度から市内の各センターが相談窓口を担っています。</p>					
<p>【相談窓口】</p> <table border="1"><tr><td>「函館市地域包括支援センター」</td><td>P6参照</td></tr></table>			「 函館市地域包括支援センター 」	P6参照	
「 函館市地域包括支援センター 」	P6参照				
<p>●生活福祉資金</p> <p>他の貸付が利用出来ない低所得者、高齢者、障害者世帯の経済的自立と生活の安定を目指しお住まいの市町村社協が窓口となって資金貸付の相談を行い、北海道社会福祉協議会での審査により貸付可否決定となります。具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度で、原則として、未払・未契約の費用が対象です。その他、臨時特例つなぎ資金などの資金貸付があります。</p>					
<p>◎資金貸付の詳細についてはこちらをご参照ください。 ⇒函館市社会福祉協議会HP「資金貸付について・函館社協」</p>					
<p>【相談窓口】</p> <table border="1"><tr><td>函館市社会福祉協議会</td><td>函館市若松町33番6号</td><td>23-2226</td></tr></table>			函館市社会福祉協議会	函館市若松町33番6号	23-2226
函館市社会福祉協議会	函館市若松町33番6号	23-2226			

P27

- 曜日・時間帯別の医療機関のかかり方について知りたい
- ・函館市の救急医療体制：二次救急の当番病院の病院数
11→9 病院に変更，修正

●函館市の救急医療体制
救急医療機関を重症度に応じて3段階に分けて対応しています。

段階	患者の状態	医療機関	緊急度	
初期救急 (※1)	軽症患者	函館市夜間急病センター 休日当番医	小	
医師の判断で転送		↓	より詳しい検査や入院が必要な時	
二次救急 (※2)	重症患者	市内の9病院が当番制で対応	大	
医師の判断で転送		↓		高度な医療が必要な時
三次救急 (※3)	生命に危険がおよぶ患者	市立函館病院救命救急センター		

P33

- 柔道整復師，鍼灸師・マッサージ師に訪問してもらい治療や施術を受ける事ができる？
- ・鍼灸師・マッサージによる訪問：函館鍼灸マッサージ師連絡協議会へ確認
一部文章変更

P36

- 関係機関一覧
- ・函館市包括支援センター：住所，電話番号の変更に伴い修正
- ・市関係窓口：名称変更に伴い修正，追加項目に関する窓口の追加

高齢者の急変時の救急受診にかかわる調査（介護側へのヒアリング）

対象事業所～418件
回収～172件（回収率 41.1%）

種別	配布件数	回収件数	種別ごと回収率
① 居宅介護支援事業所	110件	61件	55.5%
② 包括支援センター	10件	9件	90.0%
③ 訪問看護	30件	13件	43.3%
④ 短期入所生活介護	29件	7件	24.1%
⑤ 短期入所療養介護	10件	2件	20.0%
⑥ 特定施設入居者生活介護	12件	7件	58.3%
⑦ 小規模多機能型居宅介護	24件	7件	29.2%
⑧ 認知症対応型共同生活介護	47件	15件	31.9%
⑨ 地域密着型特定施設入居者生活介護	13件	5件	38.5%
⑩ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5件	2件	40.0%
⑪ 看護小規模多機能型居宅介護	5件	1件	20.0%
⑫ 介護老人福祉施設	17件	9件	52.9%
⑬ 介護老人保健施設	8件	5件	62.5%
⑭ 介護医療院	4件	3件	75.0%
⑮ 付・有料	94件	26件	27.7%
合計	418件	172件	41.1%

- (1) 貴所属機関において、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間で、夜間や休日に高齢者の容態が急変した際に救急医療機関へ受診対応（救急車の要請含む）した事例がありましたか？

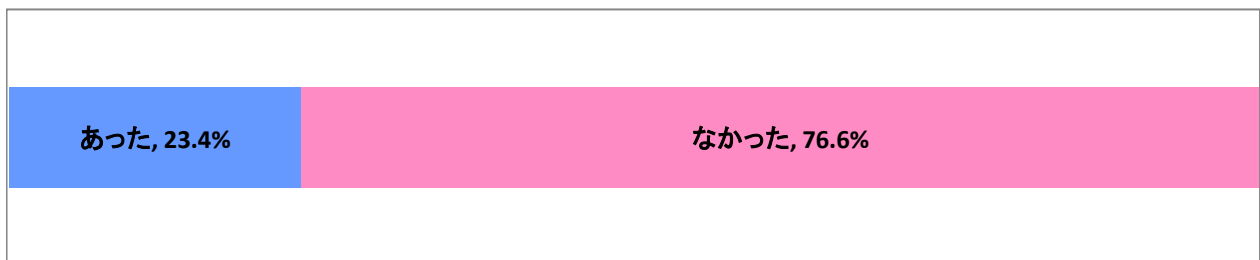
項目	R3.7.1～R4.6.30分		R2.7.1～R3.6.30分	
	受取件数	割合	受取件数	割合
① はい	107件	62.2%	81件	66.4%
② いいえ	65件	37.8%	41件	33.6%
合計	172件		122件	

はい, 62.2%

いいえ, 37.8%

- (2) (1)で「①はい」とお答えされた方にお伺いします。
救急受診した際に、診察の結果、入院の判断とならずに帰宅となり対応に困った事例はありましたか？

項目	R3.7.1~R4.6.30分		R2.7.1~R3.6.30分	
	受取件数	割合	受取件数	割合
① あった	25 件	23.4%	13 件	16.0%
② なかった	82 件	76.6%	67 件	82.7%
③ 未記入	0 件	0.0%	1 件	1.2%
合計	107 件		81 件	



オーバーナイト対象患者に係るヒアリング調査結果(医療サイド)

- 1 調査対象期間: 令和4年1月1日～令和4年6月30日
- 2 調査対象: 空床情報システムに登録している急変時対応協力機関, 2次救急医療機関
- 3 ヒアリング項目
 - 1) 年齢
 - 2) 性別
 - 3) 居住地
 - 4-1) 紹介元病院(オーバーナイトを行った病院)
 - 4-2) 空床情報システムの確認の有無
 - 5) 病名
 - 6) 2次救急医療機関へ救急搬送された経緯
 - 7) オーバーナイト後から転院受け入れまたは退院までに要した期間
 - 8) 転院受け入れ後から退院までの入院期間
 - 9) 退院先

4 調査結果 ①から②のとおり

①自宅(オーバーナイト対象ではなかった)	②自宅(オーバーナイト対象ではなかった)
1) 80代	1) 80代
2) 男性	2) 男性
3) 函館市 夫婦二人暮らし	3) 函館市 夫婦二人暮らし
4-1) 急性期病院	4-1) 急性期病院
4-2) 確認している	4-2) 確認している
5) 転倒, 体動困難	5) 横紋筋融解症, 廃用性症候群
6) 妻から救急要請	6) 妻から救急要請
7) 0日間	7) 1ヶ月
8) なし	8) なし
9) 自宅	9) 自宅

はじめに

函館市医療・介護連携推進協議会 連携ルール作業部会 退院支援分科会では、さらに医療・介護、それぞれの専門職の連携が促進していくことを目的に「はこだて療養支援のしおり」を令和2年12月に作成し、発行させていただきました。

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、高齢者が入院状態となる前、つまり健康な時期や外来通院中の時期から医療と介護の専門職の連携が必要なのではないかと考えます。この時期の連携体制が強化されることで、日常の療養支援体制が確立され、入退院時や急変時、看取りといった局面での連携がさらに促進されていくことと思います。実際に、当センターへ寄せられる医療・介護の専門職からの相談の多くは「病院の相談窓口が分からない」「医療処置が必要な方の受け入れが可能な介護施設について教えてほしい」といった日常の療養支援に関するものです。その多くは情報提供で解決できることもあり、知らないことで医療と介護の連携がスムーズにいかなく困っている事例です。専門職から寄せられたこれらの相談をもとに、医療と介護の連携場面で知っていたら便利な情報をこの1冊にまとめています。是非、日常の業務に活用していただければと思います。「しおり」作成にご協力いただきました皆様に、この場をお借りして御礼申し上げます。

まだ、内容的には不足する場面や記述などもあり、発展途上のものです。今後この「しおり」の利用拡大を函館市医療・介護連携支援センターが担っていく中でさらに内容を充実させ、多くの関係者に利用されて、広く行き渡るようにしていきます。是非ともご利用いただく中で、追記・見直しなど、たくさんのご意見を寄せていただき、多くの関係者の連携を確かに支え、また、評価をいただけるものに育てていきたいと思っておりますので、ご協力のほど宜しくお願いします。

この「しおり」にかかわる方々

この「しおり」は本市の医療・介護連携推進事業の取り組みの一環として作成しております。支援対象者と支援する関係者は次のような方を想定しています。

●支援対象者 次に該当する方

- ・65歳以上の方
- ・第2号被保険者で介護保険サービスを利用している方、これから利用を希望する方

●支援する関係者

- ・医師 ・看護師 ・保健師 ・退院支援看護師 ・医療ソーシャルワーカー
- ・介護支援専門員 ・地域包括支援センター職員 ・訪問看護師 ・介護職員
- ・歯科医師 ・歯科衛生士 ・薬剤師 ・鍼灸師 ・マッサージ師 ・柔道整復師
- ・栄養士 ・施設の担当者 ・リハビリスタッフ
- ・その他（住宅改修や医療機器レンタルの事業者など）

この「しおり」の活用方法について

- この「しおり」は当センターホームページ上で公開しており、ダウンロードが可能です。
- パソコン等のインターネット環境下でこの「しおり」を閲覧される場合
⇒本文にあります「[青字下線の文字](#)」をクリックすることで、関係するホームページ等へリンクが飛ぶようになっております。
- 冊子でご使用の場合
⇒「[青字下線の文字](#)」をインターネット検索していただくことで、関係情報が探しやすいようになっております。
- この「しおり」は毎年4月の情報を掲載しております。更新、見直しについては6月末までに行う事としておりますが、最新の情報に関しては各掲載機関へお問合せ願います。
- この「しおり」に掲載されている内容は本市独自の対応も含まれております。その為、本市以外の対応、お問い合わせにつきましては、各市町村へご確認をお願いいたします。

● も く じ ●

1	医療と介護の連携推進のための基本マナー	1
2	よくある相談	3
(1)	健康な時期	
	●介護保険	5
	●医療費	7
	●病床の仕組み	12
	●ACP・DNAR	14
(2)	通院中	
	●介護支援専門員／医師との連携	15
	●病院の相談窓口	16
	●お薬相談／専門職の役割	17
	●訪問看護	18
	●認知症	20
	●がんの相談窓口	22
	●身寄りのない方	23
	●生活困窮者	24
	●通院の移動手段	25
	●苦情の相談窓口	26
(3)	急変時	
	●曜日・時間帯別の医療機関のかかり方	27
	●急変を防ぐ	29
(4)	入院～退院直後	
	●情報の提供	30
	●医療機関・施設の探し方	31
(5)	訪問診療中	
	●歯科、栄養管理に関する相談窓口	32
	●柔道整復師、鍼灸師・マッサージ師の訪問	33
(6)	人生の最終段階	
	●看取りの現状	34
(7)	その他	
	●地域の社会資源／高齢者の住まい	35
3	関係機関一覧	36

1 医療と介護の連携推進のための基本マナー

医療と介護にかかわる多職種が、お互いに気持ち良く仕事をするための基本マナーです。ついつい自分の職種の目線だけで仕事を進めていませんか？

以下の7項目を参考に、日々の仕事を改めて振り返ってみてください。他の職種を気遣うことで、よりスムーズな連携と切れ目のない支援につながります。

◆ 第一印象を大切に

「出会って数秒の第一印象で、全ての印象が決まる」と言われており、一度相手に与えてしまった悪い印象はなかなか消えず、払拭するためには、長い時間と労力が必要となります。

また、相手にどのように見られているか、どのような印象を与えているかを意識することは、相手の立場を考えるきっかけにもなります。相手への気配り、心配りを表す「身だしなみ」や「言葉遣い」を意識してみましょう。

◆ 相手の立場に立つ

専門職として高度な専門知識を有する他の職種と連携していくためには、それぞれの職種の立場を良く理解する必要があります。

職種によって、また医療機関や介護事業所によって、さまざまな立場や役割があり、できることとできないことがあります。自分の立場だけを考えずに、それぞれの背景にある制度や法律なども含め理解するよう心がけましょう。

◆ きちんと名乗りあう

急いでいるときなどは、特に早口になりがちです。情報のやり取りを始める前に、自分の勤務箇所、名前、職種などをはっきり正確に伝えたくて、相手方の名前、職種などもしっかり確認しましょう。

また、支援対象者の情報が誤って伝わらないように、「はこだて医療・介護連携サマリ－（情報共有ツール）」（P30参照）などを活用し、事前に正確な情報を用意すると便利です。

特に、支援対象者の名前は必ずフルネームで伝え、生年月日などもあわせて伝えられるように準備しておきましょう。

◆ 自分の用件と相手方の受入状況を見極める

日頃から、関係する医療機関や介護事業所などの情報を収集し、相手方が落ち着いて十分に対応できる時間帯、曜日などを確認しておきましょう。

また、自分の用件が、どのくらい重要で、どのくらい急ぐものなのかを見極めることも大切です。緊急性が低いときは、事前に確認した時間帯等に連絡することで、対応をスムーズに進めることができます。

特に、医療機関などに訪問して情報交換する場合は事前に対応可能なケアマネタイム等の時間帯を確認し、アポイントメントを取ってから訪問しましょう。（P15参照）

◆ 医療機関や介護事業所ごとの体制を確認する

連絡を取っている担当者が不在の場合でも困らないように、医療機関や介護事業所ごとの担当者の連絡先や代わりに対応する方を確認しましょう。

また、時間外、休日などの対応が可能なのか、代わりに対応できる医療機関や介護事業所があるのかなど、さまざまな場面を想定して行動できるよう心がけましょう。

◆ わかりやすい言葉で、見やすい文字で

自分の職種の中ではあたりまえの言葉でも、他の職種と話すときには、共通に理解できているかを十分に確認しながら、わかりやすく説明するよう意識しましょう。

また、支援対象者の情報を記載する場合は、誰が見てもわかるように、見やすい文字で正確に書くよう心がけましょう。

特にかかりつけ医は、支援対象者が各サービスを利用するうえで重要な役割である「主治医意見書」「訪問看護指示書」「訪問薬剤管理指導指示書」などを書くことになり、正確で具体的な記載と迅速な提出が必要とされています。病歴や服薬の状況、生活のことも含めきめ細かな情報が記載されていることで、支援対象者が必要なサービスが何かわかり、スムーズな支援につながります。



◆ 顔の見える関係づくり

日々の仕事に追われる環境では、他の職種とのやり取りがどうしても事務的になってしまいがちです。

多職種対象の研修（[函館市医療・介護連携支援センターHP](#)参照）などに積極的に参加し交流することで、多職種の「顔」や「人となり、背景」を知ることができます。そこで得た人脈を職場に持ち帰って生かすことで、お互いに手応えのある連携の可能性が高まります。

2 よくある相談

函館市医療・介護連携支援センターが開設した平成29年4月より、地域の専門職の皆さんから寄せられたご意見・ご相談の中で比較的多く聞かれた内容を、医療と介護に分け記載しております。さらに各専門職から寄せられた相談が支援対象者のどんな状態の場面に寄せられたものなのかを整理し下記の表へまとめています。詳細については（ ）内のページをご覧ください。

場面	医療側 	介護側 
(1) 健康な時期	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の仕組みや内容を知りたい (P5) ・介護保険のサービスを利用するには? (P5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費について知りたい (P7) ・病床の仕組みを知りたい (P12)
	(共通課題)	
(2) 通院中	<ul style="list-style-type: none"> ・担当の介護支援専門員がわからない (P15) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師との連携はどう図る? (P15) ・病院の相談窓口がわかりにくい (P16) ・お薬についての相談は? (P17)
	(共通課題)	
(3) 急変時		<ul style="list-style-type: none"> ・曜日・時間帯別の医療機関のかかり方について知りたい (P27) ・急変を防ぐためにできることって? (P29)

(1) 健康な時期

医療側



介護保険の仕組みや内容を知りたい

●介護保険制度

◎介護保険についてはこちらをご参照ください。

⇒[函館市HP「介護保険と高齢者福祉の手引き」](#)

市役所2階保健福祉部窓口、各支所窓口で配布の他、函館市のHPからダウンロードができます。

介護保険と 高齢者福祉の手引き



介護保険料のしくみ	1
介護保険料とその他の方	2
介護保険料と生活保護受給者	3
介護保険料と所得割	4
介護保険料と所得割	5
介護保険料と所得割	6
介護保険料と所得割	7
介護保険料と所得割	8
介護保険料と所得割	9
介護保険料と所得割	10
介護保険料と所得割	11
介護保険料と所得割	12
介護保険料と所得割	13
介護保険料と所得割	14
介護保険料と所得割	15
介護保険料と所得割	16
介護保険料と所得割	17
介護保険料と所得割	18
介護保険料と所得割	19
介護保険料と所得割	20
介護保険料と所得割	21
介護保険料と所得割	22
介護保険料と所得割	23

介護保険制度は40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護や支援が必要になった時にサービスを利用するしくみとなっています。

加入者（被保険者）

第1号被保険者：65歳以上の方

第2号被保険者：40歳～64歳の医療保険加入の方

医療側



介護保険のサービスを利用するには？

●介護保険の申請

介護保険サービスを利用するには、要介護認定を受ける為の申請が必要になります。第1号被保険者の方は、介護や支援が必要であると認定された方。（病気やけがの種類は問われません。）第2号被保険者の方は、初老期における認知症や脳血管疾患など、国が定める16種類の特定疾病が原因となって介護が必要な方が申請できます。

【申請方法】

- ・ご本人、ご家族が直接、市の窓口で申請
- ・居宅介護支援事業所（介護支援専門員のいる事務所）や地域包括支援センターに代行申請を依頼

◎居宅介護支援事業所についてはこちらをご参照ください。

⇒[函館市HP「函館市介護保険事業所一覧」](#)

⇒[函館市医療・介護連携支援センターHP「医療・介護連携マップ」](#)

◎函館市の受付窓口については下記をご参照ください。

函館市保健福祉部高齢福祉課 相談支援担当（市役所 2 階）	21-3025
亀田福祉課 介護・高齢・障がい相談窓口（亀田支所 1 階）	45-5482
湯川福祉課（湯川支所 1 階）	57-6170
銭亀沢支所（銭亀沢支所 1 階）	58-2111
戸井支所 市民福祉課	82-2112
恵山支所 市民福祉課	85-2335
楸法華支所 市民福祉課	86-2111
南茅部支所 市民福祉課	25-6045

◎函館市地域包括支援センターについては以下をご参照ください。

⇒函館市HP「[函館市地域包括支援センター](#)」

函館市地域包括支援センター		担当地区
あさひ	27-8880	入舟町 船見町 弥生町 弁天町 大町 末広町 元町 青柳町 谷地頭町 住吉町 宝来町 東川町 豊川町 大手町 栄町 旭町 東雲町 大森町
こん中央	27-0777	松風町 若松町 千歳町 新川町 上新川町 海岸町 大縄町 松川町 万代町 中島町 千代台町 堀川町 高盛町 宇賀浦町 日乃出町 的場町 金堀町 広野町
ときとう	33-0555	大川町 田家町 白鳥町 八幡町 宮前町 時任町 杉並町 本町 梁川町 五稜郭町 柳町 松陰町 人見町 乃木町 柏木町
ゆのかわ	36-4300	川原町 深堀町 駒場町 湯浜町 湯川町1～3丁目 花園町 日吉町1～4丁目
たかおか	57-7740	戸倉町 榎本町 上野町 高丘町 滝沢町 見晴町 鈴蘭丘町 上湯川町 銅山町 旭岡町 西旭岡町1～3丁目 鱒川町 寅沢町 三森町 紅葉山町 庵原町 亀尾町 米原町 東畑町 鉄山町 蛾眉野町 根崎町 高松町 志海苔町 瀬戸川町 赤坂町 銭亀町 中野町 新湊町 石倉町 古川町 豊原町 石崎町 鶴野町 白石町
西 堀	78-0123	富岡町 1～3 丁目 中道 1～2 丁目 鍛冶 1～2 丁目
亀 田	40-7755	美原 1～5 丁目 赤川 1 丁目 赤川町 亀田中野町 石川町 北美原 1～3 丁目 昭和 1～4 丁目
神 山	76-0820	山の手 1～3 丁目 本通 1～4 丁目 陣川町 陣川 1～2 丁目 神山町 神山 1～3 丁目 東山町 東山 1～3 丁目 水元町 亀田大森町
よろこび	34-6868	浅野町 吉川町 北浜町 港町 1～3 丁目 追分町 亀田町 桔梗町 昭和町 桔梗 1～5 丁目 西桔梗町 亀田本町 亀田港町
社 協	82-4700	戸井地区 楸法華地区 恵山地区 南茅部地区
ブランチかやべ	25-6034	※地域の相談を受け、地域包括支援センターにつなげるための窓口です。

介護側



医療費について知りたい

●公的医療保険について

◎後期高齢者医療制度についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[後期高齢者医療制度・函館市](#)」

◎国民健康保険（こくほ）についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[国民健康保険・函館市](#)」

◎全国健康保険協会（協会けんぽ）についてはこちらをご参照ください。

⇒協会けんぽHP「[協会けんぽ](#)」

◎健康保険組合の方は保険証に記載の健康保険組合へ各自ご確認ください。

●医療費の負担割合について

原則として75歳以上（後期高齢者医療制度）は1割（令和4年10月1日より、一定以上の所得のある方は2割），70歳から74歳までは2割，70歳未満は3割となります。いずれの場合も現役並み所得者（Ⅰ～Ⅲ）（P9参照）は3割となります。

●医療費の負担軽減について

・高額療養費制度

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の窓口負担額が高額になった場合、一定の金額（P9参照「自己負担限度額」）を超えた分が、あとから支給される制度です。

[さらに負担を軽減する仕組み]

・世帯合算

お一人の一回分の窓口負担額では、高額療養費の支給対象とはならなくても、複数の受診や同じ世帯にいる他の方（同じ医療保険に加入している方に限ります）の窓口負担額を1か月(暦月)単位で合算することができます。その金額が一定額を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給します。（ただし、70歳未満の方の受診については21,000円以上の自己負担のみ合算されます。）

・多数回該当

過去12か月間に、4回以上の高額療養費の支給があった場合（多数回該当の場合）には、4回目以降の上限額がさらに引き下がります。（P9表内 年4回目以降をご参照ください）

◎高額療養費制度についてはこちらをご参照ください。

⇒厚生労働省HP

「[高額療養費制度を利用される皆さまへ](#)」

◎高額療養費の支給申請についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[こくほ：高額な医療費を支払ったとき・函館市](#)」

「[後期高齢者医療制度について・函館市](#)」

⇒全国健康保険協会HP

「[協会けんぽ 高額な医療費を支払ったとき（高額療養費）](#)」

医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証（低所得者Ⅰ，Ⅱおよびオのみ）」を提示することで、医療費の支払い額が「自己負担限度額」までになります。（所得区分が一般、現役並みⅢの方は、限度額適用認定証は発行されません。）

【申請窓口】

国民健康保険・後期高齢者医療保険の方

函館市市民部国保年金課 給付担当（国民健康保険）	21-3145
函館市市民部国保年金課 高齢者医療担当（後期高齢者医療）	21-3184
湯川支所 民生担当	57-6163
銭亀沢支所	58-2111
亀田支所 民生担当	45-5582
戸井支所 市民福祉課	82-2112
恵山支所 市民福祉課	85-2335
楫法華支所 市民福祉課	86-2111
南茅部支所 市民福祉課	25-6043

全国健康保険協会（協会けんぽ）の方

協会けんぽ（北海道支部）	011-726-0352
--------------	--------------

健康保険組合の方

保険証に記載の健康保険組合へ申請

●自己負担限度額について

《70歳以上》（2018年8月診療分から）

適用区分	年 収 等	外 来 (個人ごと)	月の上限額 (世帯)
現役並みⅢ	年収 約 1,160 万円以上	252,600 円+ (医療費-842,000 円) × 1% 〈年4回目以降 (多数回該当) : 140,100 円〉	
現役並みⅡ	年収 約 770 万~約 1,160 万円	167,400 円+ (医療費-558,000 円) × 1% 〈年4回目以降 (多数回該当) : 93,000 円〉	
現役並みⅠ	年収 約 370 万~約 770 万円	80,100 円+ (医療費-267,000 円) × 1% 〈年4回目以降 (多数回該当) : 44,400 円〉	
一 般	年収 約 156 万~約 370 万円	18,000 円 〈年間上限 144,000 円〉	57,600 円 〈年4回目以降 (多数回該当) : 44,400 円〉
低所得者Ⅱ 後期高齢者 区分Ⅱ	住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ 後期高齢者 区分Ⅰ	住民税非課税世帯 (年金収 入 80 万円以下など)		15,000 円

《70歳未満》

適用区分	年 収 等	月の上限額
ア	年収 約 1,160 万円以上	252,600 円+ (医療費-842,000 円) × 1% 〈年4回目以降 (多数回該当) : 140,100 円〉
イ	年収 約 770 万~約 1160 万円	167,400 円+ (医療費-558,000 円) × 1% 〈年4回目以降 (多数回該当) : 93,000 円〉
ウ	年収 約 370 万~約 770 万円	80,100 円+ (医療費-267,000 円) × 1% 〈年4回目以降 (多数回該当) : 44,400 円〉
エ	年収 ~約 370 万円	57,600 円 〈年4回目以降 (多数回該当) : 44,400 円〉
オ	低所得者(住民税非課税)	35,400 円 〈年4回目以降 (多数回該当) : 24,600 円〉

注) 所得区分をわかりやすくするために目安の年収を示していますが、実際は年収によって区分が分かれているわけではありません。

●重度心身障害者医療費助成制度

・重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者医療費の助成とは、重度心身障害者の方が病院等で診療を受けた時の保険診療に係る医療費の一部を助成しています。助成を受けるためには、受給者証の交付手続きが必要です。

【対象となる方】

- ・身体障害者手帳「1～3級」の方
 - ・知的障害者「IQ50」以下の方（障害の程度：重度・中度）
 - ・精神障害者保健福祉手帳「1級」の方（入院は助成対象外）
- *所得制限があります

【自己負担額】

- ・3歳未満および市民税非課税世帯の受給者：初診時一時負担金
- ・上記以外：1割

◎重度心身障害者医療費助成制度についてはこちらをご覧ください。

⇒函館市 HP [「重度心身障害者医療費の助成・函館市」](#)

【相談窓口】

函館市障がい保健福祉課（公費医療等担当）	21-3187
亀田支所（民生担当）	45-5582
湯川支所（民生担当）	57-6163
銭亀沢支所	58-2111
戸井支所（市民福祉課）	82-2112
恵山支所（市民福祉課）	85-2335
椴法華支所（市民福祉課）	86-2111
南茅部支所（市民福祉課）	25-6045

●特定医療費（指定難病）

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）に基づき指定される指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度です。難病にかかる医療費の助成が受けられます。

令和3年11月1日現在、計338疾病が指定されています。

◎助成の対象となっている疾病についてはこちらをご覧ください。

⇒函館市 HP

[「特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証の申請について・函館市」](#)

*下にスクロールすると中側に「医療費助成制度周知リーフレット」PDFがあります。
上側には、厚生労働省 HP へのリンクがあります。

◎医療費助成の相談・申請についてはこちらをご覧ください。

⇒函館市HP

[「特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証の申請について・函館市」](#)

【問い合わせ窓口】

保健所 保健予防課 感染症・難病担当	32-1547
--------------------	---------

介護側



病床の仕組みを知りたい

●「病床」と「病棟」について

「病床」は患者を入院させることができる施設・設備をいいます。医療法により「病床」は結核病床、精神病床、感染症病床、一般病床、療養病床の5つに区分されます。病床を診療ごと、あるいは種類ごとに分けたそれぞれの固まりのことを「病棟」と呼びます。

一般病棟（病床）

比較的重症な患者に対して標準的な治療を提供する病棟です。

地域包括ケア病棟（病床）

急性期治療後、病状が安定した患者に対し、在宅や介護施設への復帰に向けた医療や支援を行う機能と、在宅で療養を行っている患者等の受入れ、医療や支援を行う機能を併せ持つ病棟です。この病棟の入院期間は、最長で60日が原則とされています。

回復期リハビリテーション病棟（病床）

急性期治療後、医学的・社会的・心理的にサポートが必要な患者に対し、退院してからの生活が少しでも元の状態に近づく様、集中的なリハビリテーションを行い、心身共に回復した状態で社会・在宅復帰して頂くことを目的とした病棟です。

この病棟は対象の疾患が決まっており、疾患別に入院できる期間が決められています。

障がい者病棟（病床）

重度の肢体不自由者、脊椎損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、神経難病等、対象疾患の患者に治療・看護・リハビリを行う病棟です。

ホスピス病棟（病床）・緩和ケア病棟（病床）

緩和ケアを専門的に提供する病棟です。主として悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群に罹患している患者を対象に、心身苦痛を和らげ、人生の最期を穏やかに迎えることを目的とした入院施設です。

精神科病棟（病床）

精神疾患の患者が入院する病棟です。病状により、閉鎖病棟と開放病棟に分けられます。

療養病棟（病床）

長期療養を必要とする患者の為の病棟で、医療療養病棟と、介護療養病棟があります。医療療養病棟とは、医療保険制度適用で、医療提供の必要度が高く、継続して病院での療養が必要な患者を対象にした病棟です。介護療養病棟とは、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設で、医療、介護、看護、リハビリテーション等を行います。2024年3月に廃止予定です。

感染症病棟（病床）

感染症の患者が感染症法等に基づき、早期に適切な医療の提供と重症化を防ぐための病棟です。

結核病棟（病床）

結核患者が入院する病棟で、適切な管理を行う構造・設備が整っています。

【函館市各病院の病床一覧】

病院により病床機能が変更になっている場合があります。詳細については各病院へお問い合わせください。

(令和4年6月現在)

	一般	地域包括ケア	回復期	障がい	ホスピス 緩和ケア	精神	療養 (医療)	療養 (介護)	感染症	結核
亀田北病院						●				
亀田花園病院	●						●			
亀田病院	●	●	●	●						
共愛会病院	●	●		●			●			
国立病院機構函館病院	●	●								●
市立函館恵山病院							●			
市立函館病院	●								●	●
市立函館南茅部病院	●						●			
高橋病院	●	●	●							
富田病院	●					●	●			
西堀病院	●	●	●	●						
函館おおむら整形外科病院	●	●								
函館おしま病院					●			●		
函館記念病院				●		●	●			
函館協会病院	●	●	●	●			●			
函館五稜郭病院	●									
函館市医師会病院	●	●		●						
函館新都市病院	●		●							
函館赤十字病院	●	●								
函館中央病院	●									
函館脳神経外科病院	●	●								
函館稜北病院	●	●	●							
函館渡辺病院	●					●				
森病院					●		●	●		

(五十音順)

医療側

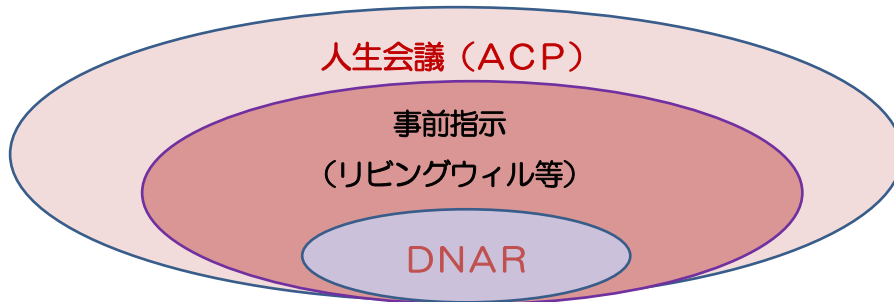


介護側



～共通課題～

ACP・DNARの違いは？



●人生会議・ACP (Advance Care Planning : アドバンス・ケア・プランニング)

人生の最終段階における医療・ケアについて、ご本人がご家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスです。健康なうちから、自らが希望する医療・ケアを受けるために、大切にしていることや望んでいること、どこで、どのような医療・ケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。

※関連情報についてはこちらをご参照ください。

⇒厚生労働省 HP

[「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」](#)

●事前指示 (Advance Directive : アドバンス・ディレクティブ)

自身が医療・ケアの選択について判断できなくなった場合に備えて、どのような治療を受けたいか（受けたくないか）や、自分の代わりに誰に判断してもらいたいかなどを予め決めておくことです。

●リビングウィル (Living Will)

自分が意思表示をできなくなる前に、治る見込みがなく、死期が近い時には延命治療を拒否することを、予め書面に記しておくことです。

●DNAR (Do Not Attempt Resuscitation)

「心肺停止に対して心肺蘇生を試みない」ということに限定された指示です。抗菌薬使用、胃ろう造設、点滴、昇圧剤等の具体的医療行為をする・しないを決めるものではありません。

(2) 通院中

医療側



担当の介護支援専門員がわからない

●担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）の把握方法

平成30年度の介護保険制度の改正では、「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はそのご家族に対し、利用者について、入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えるよう求めなければならない」となっています。その為、担当の介護支援専門員がすぐにわかるように、名刺やサービス内容の書かれたものを、お薬手帳や保険証等と一緒にしているところが増えています。ご本人やその家族に尋ねたり、お薬手帳や保険証を確認してもなお、担当の属する居宅介護支援事業所が不明な場合については、下記担当へご相談ください。

【問い合わせ窓口】

函館市保健福祉部介護保険課 介護サービス担当（市役所2階）

21-3023

介護側



医師との連携はどう図る？

介護側にとって医師との連携はどうしても敷居が高いと思ってしまうがちですが、実際には「関わっている介護関係者を知りたい」「患者のためにもっと連携をしていきたい」と感じている医師もいます。医師との連携のポイントとして具体的にどんな情報を聞きたいのかを整理し、簡潔・明瞭にまとめておく必要があります。

〈連携や相談方法の例〉

- ・病院の医療相談員に連絡し連携方法を確認する
（書面やファックスなどの他の方法の相談）
- ・ご本人の通院や訪問診療時に合わせて同席する
- ・事前に連絡し外来終了後に訪問する
- ・ケアマネタイム（医師が相談に比較的対応しやすい曜日や時間帯をあらかじめ示したもの）を活用する。

◎ケアマネタイムについてはこちらをご参照ください。

⇒[函館市医療・介護連携支援センターHP](#)

「医療・介護連携マップ」の「医療機関」「入院医療機関」より検索ください。
「相談に対応しやすい時間帯（ケアマネタイム）」欄があります。

介護側



病院の相談窓口がわかりにくい

介護サービス事業所等からの相談対応窓口として、函館市内の病院には連携室や相談室が設置されています。これらの相談窓口には、医療相談員や退院支援看護師等が配置されており、外来患者や入院患者の相談に対応しています。各病院の相談窓口は下記をご参照ください。尚、クリニックや診療所に関しては、連携室や相談室が設置されていないところが多く、看護師や事務員の方が対応しているところもありますので、事前に確認が必要と思われます。

【函館市内 病院相談窓口一覧】

(令和4年6月現在)

医療機関	相談窓口	連絡先
亀田北病院	地域連携室 認知症疾患医療センター	46-4651 (代表)
亀田花園病院	地域連携室	33-2501 (直通)
亀田病院	地域連携室	40-1500 (代表)
共愛会病院	入退院支援室	33-1166 (直通)
国立病院機構函館病院	相談支援室	51-0229 (直通)
市立函館恵山病院	看護科	85-2001 (代表)
市立函館病院	患者サポートセンター	43-2000 (代表)
市立函館南茅部病院	事務	25-3511 (代表)
高橋病院	医療福祉相談・地域連携室 入退院支援室	23-7221 (代表)
富田病院	地域医療連携室	52-1114 (直通)
西堀病院	地域連携課	78-0102 (直通)
函館おおむら整形外科病院	地域連携課	47-3300 (代表)
函館おしま病院	医療相談室	56-2308 (代表)
函館記念病院	地域医療連携室	42-0769 (直通)
函館協会病院	地域医療福祉相談室	53-5511 (代表)
函館五稜郭病院	医療相談課・在宅療養支援室	51-2295 (代表)
函館市医師会病院	医療・介護連携課 医療福祉相談係	43-4873 (直通)
函館新都市病院	医療支援課連携係	46-1321 (代表)
函館赤十字病院	医療相談室	52-4363 (直通)
函館中央病院	医療福祉相談室	52-1231 (代表)
函館脳神経外科病院	医療相談室	31-0606 (直通)
函館稜北病院	医療福祉相談課	31-1791 (直通)
函館渡辺病院	渡辺病院 患者総合サポートセンター 一般科、精神科診療の窓口 (入院・受診等の予約)	59-2357 (直通)
	渡辺病院 医療福祉支援科 入院中患者、通院中患者の総合相談	59-4198 (直通)
	ゆのかわメンタルクリニック 精神科診療の窓口 (入院、受診等)	59-3331 (代表)
森病院	医療相談室	47-2222 (代表) 83-1711 (直通)

(五十音順)

介護側



お薬についての相談は？

医療機関から処方された薬の内容についての相談は、まずはかかりつけ医に相談が基本となります。しかし、日常的な服薬管理などは薬剤師へ相談してみましょう。

●かかりつけ薬局について

いくつかの病気があると、多くの医療機関にかかってしまう場合があります。そういう時は、違う名前でも同じお薬が出されてしまう事（重複投薬）があります。かかりつけ薬局では、お薬の交通整理を行うように、同じお薬や似たようなお薬が出されていないか、チェックをしています。また市販の薬との飲み合わせのチェックもしています。かかりつけ薬局を決めておけば、薬について何時でも、何でも相談できて安心です。

●処方薬の配達

多くの薬局で対応しています。

※配達料は店舗によって違うため、各自お問い合わせください。

●訪問による服薬指導

薬局の薬剤師がご自宅を訪問してお薬を適切に飲むようにお手伝いします。

◎料金については各薬局へお問い合わせください。

◎訪問による服薬指導を実施している機関についてはこちらをご参照ください。

⇒ 函館薬剤師会HP

[「函館薬剤師会・在宅医療支援薬局リスト・お薬でお困りではありませんか」](#)

医療側



～共通課題～

専門職の役割を知りたい

介護側

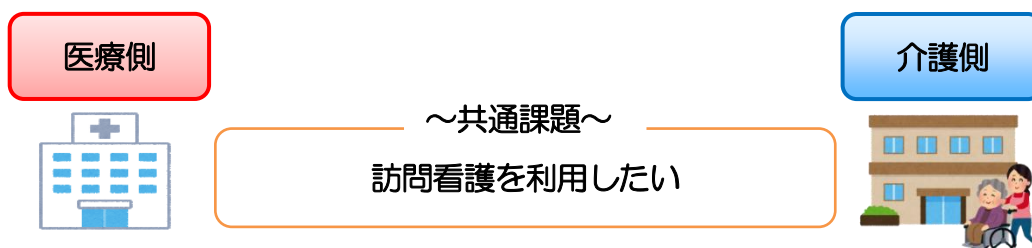


◎専門職の役割についてはこちらをご参照ください。

⇒[函館市医療・介護連携支援センターHP・コラム](#)

「専門職ができること～15 職種の紹介」 「認定看護師の役割と活動」

「[はこだて入退院支援連携ガイド](#)」※P22～P23「5 関係職種の紹介」



訪問看護の利用は医師の指示が必要となります。原則として介護保険が医療保険より優先されますが、介護保険ではなく医療保険で訪問看護を利用できる場合もあります。

◎下記の制度の違いがありますので、詳しくは直接訪問看護ステーションへお問い合わせください

- ・要介護認定の有無、疾患名等により保険の優先順位が決められている
- ・医療保険では利用できる訪問看護の回数が定められている場合もある
- ・住居により訪問看護の利用の要件が決められている 等

◎訪問看護ステーションについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[函館市介護保険事業所一覧](#)」

【訪問看護が利用できる場所と要件】

	介護保険	医療保険
自宅 サービス付き高齢者向け住宅	○	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定を受けていない場合（非該当含む） ・厚生労働大臣が定める疾病等（※1）に該当する場合 ・主治医から特別訪問看護指示書が交付された場合（※2）
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 特定施設入居者生活介護	×	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣が定める疾病等（※1）に該当する場合 ・主治医から特別訪問看護指示書（※2）が交付された場合
（看護） 小規模多機能型居宅介護 ＊ご自宅で過ごしている時は介護保険、医療保険共に利用することが出来ますが、原則、施設への訪問はできません。しかし、疾病や疾患上の理由等によっては施設での泊りサービス利用時のみ医療保険で利用できる場合があります。	（自宅への訪問） ○	（自宅への訪問） ○
	（施設への訪問） ×	（施設への訪問）以下の場合のみ可能 泊まりサービス利用時のみ <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣が定める疾病等（※1）に該当する場合 ・主治医から特別訪問看護指示書が交付された場合（※2） （尚、上記2点についてはサービス利用前30日以内に患家（患者のいる家）で訪問看護を実施している場合、利用開始30日までとなります。但し、末期の悪性腫瘍の場合、利用開始後の制限ありません）
特別養護老人ホーム	×	<ul style="list-style-type: none"> ・末期の悪性腫瘍の場合
短期入所生活介護	×	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用前30日以内に患家で訪問看護を実施している末期の悪性腫瘍の場合

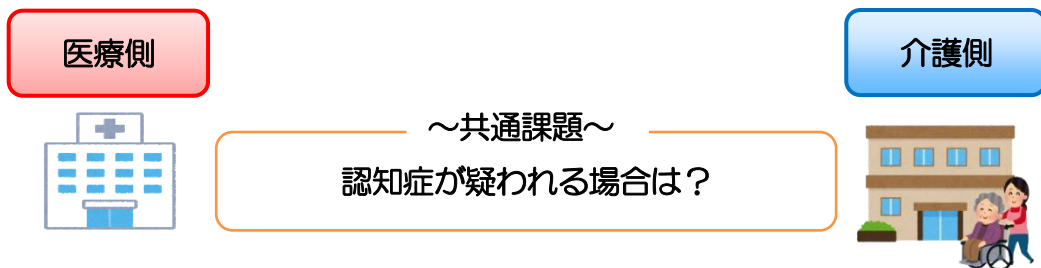
(※1) 厚生労働大臣が定める疾病等「特掲診療科の施設基準等別表第7に掲げる疾病等」

- 末期の悪性腫瘍
- 多発性硬化症
- 重症筋無力症
- スモン
- 筋萎縮性側索硬化症
- 脊髄小脳変性症
- ハンチントン病
- 進行性筋ジストロフィー症
- パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺，大脳皮質基底核変性症，パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障がい度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）
- 多系統萎縮症（線条体黒質変性症，オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）
- プリオン病
- 亜急性硬化性全脳炎
- ライソゾーム病
- 副腎白質ジストロフィー
- 脊髄性筋萎縮症
- 球脊髄性筋萎縮症
- 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- 後天性免疫不全症候群
- 頸髄損傷
- 人工呼吸器を使用している状態

(※2) 特別訪問看護指示書

主治医が診療により，急性感染症等の急性増悪期，末期の悪性腫瘍等以外の終末期又は退院直後で「週4日以上頻回の訪問看護の必要がある」と認めた場合に交付できるものであり，疾患や症状の制限はない

- ・14日間にわたり訪問看護が利用できる
- ・月1回交付できる（但し，気管カニューレを使用している状態，真皮を超える褥瘡の状態にある場合は，月に2回まで交付できる）



まずはかかりつけ医へ相談しましょう。かかりつけ医のいない方は専門の医療機関や下記の窓口等へご相談ください。

●はこだてオレンジケアチーム（函館市認知症初期集中支援チーム）

チーム員（医療・福祉・介護の専門職）がご家庭を訪問し、認知症の症状など困っていることについて相談に応じ、適切な医療や介護サービスにつなげるなど、ご本人やご家族の支援を集中的に行います。

◎はこだてオレンジケアチームについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[はこだてオレンジケアチーム](#)」

【ご相談・情報提供など】

函館市保健福祉部高齢福祉課 家族介護支援・認知症担当（市役所2階）	21-3081
認知症疾患医療センター	下記参照
「 函館市地域包括支援センター 」	P6参照

●認知症疾患医療センター

かかりつけ医や地域包括支援センターなどと連携を図りながら、認知症の鑑別診断、急性治療、医療相談等の認知症専門医療を提供します。診察は予約制となっているところもあるため事前にご確認ください。

亀田北病院 認知症疾患医療センター	函館市石川町191番4号	0120-010-701
富田病院 認知症総合医療センター	函館市駒場町9番18号	52-1101
函館渡辺病院 認知症疾患医療センター	函館市湯川町1丁目31番1号	0120-596-676

（五十音順）

●函館市認知症ケアパス

認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの流れを示す「函館市認知症ケアパス」があります。誰もが認知症になっても住み慣れた地域で生き生きと暮らせるように、相談や介護サービス等の活用についてまとめて掲載されています。

◎認知症ケアパスについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[知ってあんしん認知症ガイドブック第2版（函館市認知症ケアパス）](#)」

*下にスクロールすると中側にPDFがあります。

●函館市認知症ガイド

認知症に早く気づき、症状を理解して適切な対応をしていただくために、様々な相談機関（市役所の担当課、お住まいの地域、医療機関など）を掲載した「函館市認知症ガイド」があります。

◎認知症ガイドについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[認知症ガイド（中側）・函館市](#)」

*下までスクロールすると中側、表のPDFがあります。

（内側を中にして3つ折りで使用できます。）

◎認知症についてのその他取り組みはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[函館地区高齢者のためのSOSネットワーク](#)」

「[認知症カフェ・函館市](#)」

医療側



介護側



～共通課題～
がんの相談窓口は？

●がん相談支援センター

がん患者の方やそのご家族、さらには、地域の住民、医療機関等からの相談窓口です。がん相談支援センターでは、がんの治療や予防などに関する一般的な情報や、地域の医療機関や医療従事者に関する情報の提供、セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介、療養上の相談などに対応しています。がん相談支援センターのある病院にかかっているがん患者だけではなく、他の病院にかかっている患者やそのご家族、親戚、知人、医療関係者など誰でも利用することができます。相談料は無料です。

地域がん診療連携拠点病院 (厚生労働省指定)	市立函館病院	函館市港町1丁目10番1号	43-2000 (代表)
	函館五稜郭病院	函館市五稜郭町38番3号	51-2295 (代表)

北海道がん診療連携指定病院 (北海道指定)	国立病院機構 函館病院	函館市川原町18番6号	51-0229 (直通)
	函館中央病院	函館市本町33番2号	52-1231 (代表)

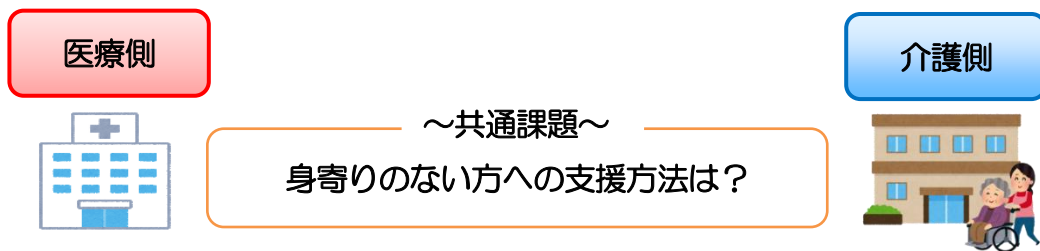
(五十音順)

【相談支援内容】

- がんによるつらい気持ちに対する心理的サポート
- 担当医と患者との間の円滑なコミュニケーションの支援
- 療養生活や治療に伴う不安に対する支援や提案
- 医療費、生活費、社会福祉制度に関する相談や制度の紹介
- ホスピス・緩和ケア・在宅医療に対する相談や情報提供 等
(担当医に代わって診断や治療方針を判断することはありません。)

◎がん対策についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[がん対策・函館市](#)」



入院時の医療同意，身元保証に関すること，その方が亡くなった時等，様々な課題に対しての対応策を知っておくことで，相談に対する答えの幅が広がります。ここでは権利擁護についてご紹介いたします。

●成年後見制度

認知症，知的障がい，精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は，不動産や預貯金などの財産を管理したり，身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり，遺産分割の協議をしたりする必要があっても，自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また，自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい，悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し，支援するのが成年後見制度です。

◎成年後見制度についてはこちらをご参照ください

⇒函館市HP「[成年後見制度・函館市](#)」

⇒函館市社会福祉協議会HP「[権利擁護について・函館社協](#)」

【相談窓口】

「 函館市成年後見センター 」	函館市若松町33番6号 函館市総合福祉センター (あいよる21) 2階	23-2600
「 函館市地域包括支援センター 」	P6参照	

●日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより，日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方や，在宅で生活する予定の方を対象に以下の事業を実施しております。※1回1時間程度の利用で，1,200円と生活支援員の交通費実費がかかります。(生活保護を受けている方は，公費で補助されるので，無料です。)

- ・福祉サービス利用援助・・・福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝いをします。利用している福祉サービスの苦情を解決するための手続きのお手伝いをします。
- ・日常的金銭管理サービス・・・公共料金の支払いや年金受領の確認，預金からの生活費の払い戻しなど，日常のお金の管理のお手伝いをします。
- ・書類等の預かりサービス・・・定期預金通帳や年金証書など，なくしては困る大切な書類の預かりをします。(金融機関の貸金庫を利用します)

◎日常生活自立支援事業についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市社会福祉協議会HP「[権利擁護について・函館社協](#)」

医療側



介護側



～共通課題～

生活困窮者への支援方法は？

●生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行されたことに伴い、経済的に困窮または社会的に孤立しているなど、今後の生活に不安を感じている方の相談窓口を下記のとおり設置しています。※生活保護受給者の方は対象外です。

◎自立支援相談窓口についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[函館地域包括支援センターのご案内](#)」

※令和4年度から市内の各センターが相談窓口を担っています。

【相談窓口】

「 函館市地域包括支援センター 」	P6参照
-----------------------------------	------

●生活福祉資金

他の貸付が利用出来ない低所得者、高齢者、障害者世帯の経済的自立と生活の安定を目指しお住まいの市町村社協が窓口となって資金貸付の相談を行い、北海道社会福祉協議会での審査により貸付可否決定となります。具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度で、原則として、未払・未契約の費用が対象です。その他、臨時特例つなぎ資金などの資金貸付があります。

◎資金貸付の詳細についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市社会福祉協議会HP「[資金貸付について・函館社協](#)」

【相談窓口】

函館市社会福祉協議会	函館市若松町33番6号	23-2226
------------	-------------	---------

●生活保護制度

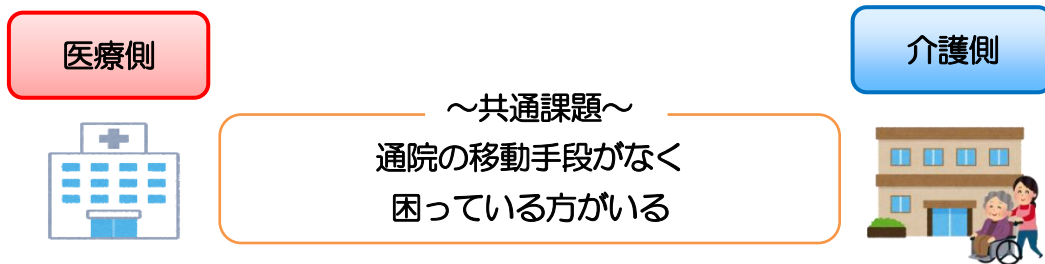
生活保護は、生活を維持するためにあらゆる努力をしても、病気になったり、障がいのため働けなくなったりなど、様々な理由で、生活費や医療費に困窮している方に、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、自立に向けて支援する制度です。

◎生活保護制度の詳細についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[生活保護／生活保護制度・函館市](#)」

【相談窓口】

函館市福祉事務所	生活支援課	本庁管内の方	21-3285
	湯川福祉課	湯川支所・銭亀沢支所・ 東部4支所管内の方	57-6170
	亀田福祉課	亀田支所管内の方	45-5483



●一人で公共交通機関を利用することが困難な方の移動手段について

要介護者や障がい者など、一人で公共交通機関を利用することが困難な方の移動サービスについては、以下のものがあります。

・車への乗降について（通院等乗降介助）

介護保険の訪問介護サービスの一つで、要介護認定で要介護1以上の認定を受け、車の乗り降りに介助が必要な方が、通院、選挙の投票、公的機関の手続きの際に、訪問介護員（ヘルパー）の運転する車への乗降の介助を受けることができます。利用にあたっては、事前に担当の介護支援専門員へ相談し、ケアプランに位置付けてもらうことが必要です。介護サービス利用料の他に目的地までの運賃がかかります。

・福祉タクシー

一般タクシー事業者が福祉車両を使用して行う運送や、障がい者の方等の乗車に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送を指します。

利用にあたっては、各事業者（※）へ各自にお問い合わせください。

・福祉有償運送

NPO法人等の団体が、実費の範囲内で、かつ営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用し個別輸送サービスです。利用にあたっては、登録制、会費等、団体ごとの定めがあるため、詳細につきましては各実施団体（※）へ各自にお問い合わせください。

・東部地区外出支援サービス

東部地区に居住している高齢者で、車いすを利用している等の理由により、一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、居宅と医療機関等の間を移動する際に、リフト付車両により移送するサービスです。詳細については下記へお問い合わせください。

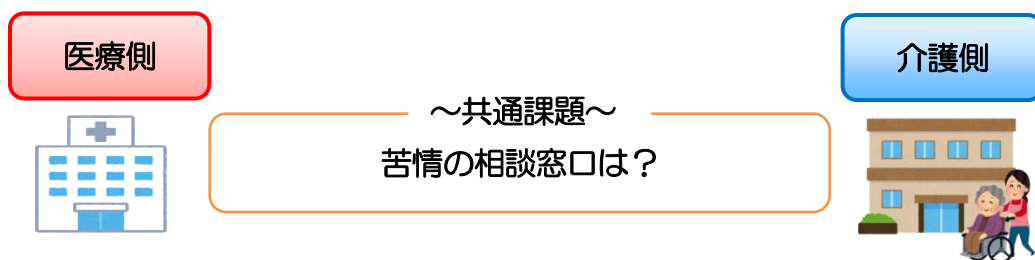
【お問い合わせ】

函館市保健福祉部高齢福祉課 相談支援担当（市役所2階）	21-3025
-----------------------------	---------

◎通院移動手段についてはこちらをご参照ください。

※各事業者、各実施団体の一覧はこちらで確認ができます。

⇒函館市HP「[一人で公共交通機関を利用することが困難な方の移動手段について](#)」



ご本人やご家族からの苦情の相談を受けた場合は、まずはその医療機関・事業所の担当者へご相談ください。お互いの情報を共有することによって誤解が解け、解決できることもあるかもしれません。それでも解決に結びつかず、ご本人やその家族が納得できないという場合には、下記の相談窓口があります。

【 医療機関の場合 】

●函館市医療安全支援センター

市民からの医療に関する相談、苦情に対応し必要に応じ医療機関への情報提供を行うことで患者と医療機関との信頼関係を高めるとともに、市民が安心して医療を受けられる環境づくりの推進を目的にしています。

対応内容：電話および面接を原則とします。なお、面接相談については、個室で相談を受けることを原則としておりますので予約制とさせていただきます。診療内容のトラブルについては、まず、当事者間での十分な話し合いが原則となります。「診断の内容」や「治療の方法」などの適否および過失の有無の判断はできません。病状に応じた特定の医療機関の紹介および健康相談については対応できません。

◎函館市医療安全支援センターについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[函館市医療安全支援センター](#)」

【相談窓口】

函館市医療安全支援センター（市立函館保健所3階 地域保健課内）	32-1528
---------------------------------	---------

【 介護事業所等の場合 】

●函館市福祉サービス苦情処理制度

この制度は、福祉サービスの苦情について、公正な第三者（福祉サービス苦情処理委員）が、福祉サービスを利用される方の権利利益の擁護者として、公平かつ適正な目で、苦情の解決にあたります。

◎函館市福祉サービス苦情処理制度についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[福祉サービス苦情処理制度・函館市](#)」

【相談窓口】

函館市福祉サービス苦情処理委員事務局（函館市保健福祉部管理課内）	21-3297
----------------------------------	---------

(3) 急変時

介護側



曜日・時間帯別の医療機関のかかり方について知りたい

下表を参考に、医療機関をご利用ください。受診した医療機関において、より詳しい検査や入院・手術の必要があると診断された場合は、直ちに二次救急医療機関に転送され、適切な処置が受けられます。日中の診療時間内は夜間に比べて、医療スタッフなどの診療体制が充実しており、診察や検査がスムーズに受けられます。できるだけ日中に受診しましょう。ただし、生命に関わるような状態のときは、迷わず救急車を呼んでください。

また、急な病気やけがなど、いざという時に適切な処置が受けられるよう、病歴や服薬などの記録、日頃の健康状態を把握してくれる「かかりつけ医（ホームドクター）」を持つことがとても大切です。

	月～金	土曜日	日曜日・休日
午前	かかりつけ医		休日当番医
午後			
午後 7 時 30 分まで	夜間診療を行っている医療機関		
午後 7 時 30 分～深夜 0 時	函館市夜間急病センター		
深夜 0 時～午前 9 時	深夜 0 時以降に受診できる医療機関を探す 北海道救急医療・広域災害情報システム 0120-20-8699 携帯・PHS 011-221-8699		

◎受診可能な医療機関をお探しの方は、上記「[北海道救急医療・広域災害情報システム](#)」へお問合せ下さい。

●函館市の救急医療体制

救急医療機関を重症度に応じて3段階に分けて対応しています。

段階	患者の状態	医療機関	緊急度
初期救急 (※1)	軽症患者	函館市夜間急病センター 休日当番医	小 大
医師の判断で転送		より詳しい検査や入院が必要な時	
二次救急 (※2)	重症患者	市内の9病院が当番制で対応	
医師の判断で転送		高度な医療が必要な時	
三次救急 (※3)	生命に危険がおよぶ患者	市立函館病院救命救急センター	

- (※1) 初期救急医療機関：在宅当番医や夜間急病センターなど、休日および夜間において、比較的軽症の救急患者を受け入れる医療機関
- (※2) 二次救急医療機関：詳しい検査や入院治療を必要とするなど、重症の救急患者を受け入れる医療機関（市内の病院が当番制で対応）
- (※3) 三次救急医療機関：高度な医療が必要となるなど、生命に危険が及ぶ患者を受け入れる医療機関

◎救急についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[みんなで守る救急医療～私たちにできること](#)」

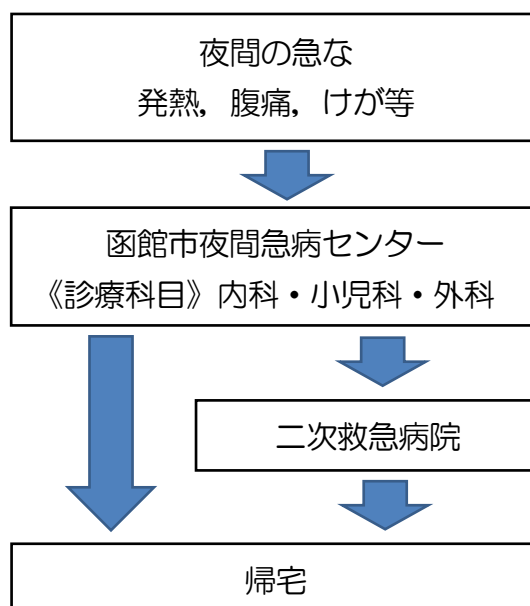
●**函館市夜間急病センター**

◎函館市夜間急病センターについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市夜間急病センターHP「[函館市夜間急病センター会員向けページ](#)」診療案内

函館市夜間急病センター	函館市五稜郭町23番1号 函館市総合保健センター2階	30-1199
-------------	-------------------------------	---------

【**受診時の流れ**】



介護側



急変を防ぐためにできることって？

救急搬送はご本人やご家族、そして関わる介護関係者にとって、とても負担が大きく、緊迫した状況の中で適切な判断を求められます。なるべく救急搬送にならないように、普段心がけておくべきポイント（施設などにおける急変時対応のポイント）や、救急車を呼んだ時に正確な情報を救急隊に伝えるための『急変時対応シート』をお知らせします。

●施設等における急変時対応のポイント

①予防救急

- ・ 普段からの体調の把握ができており、異常の早期発見と重症化の予防ができる。
- ・ 施設内での多職種の情報共有、連携ができる。
- ・ 急変時対応マニュアルが職員へ周知徹底されており、活用できる。（施設内研修等）

②重症化の予防

- ・ 日中帯にかかりつけ医、嘱託医、協力医療機関への適切な報告・相談ができる。
- ・ 医師に報告・相談後に適切な対応が取れ、職員間の情報共有ができる。
- ・ 必要に応じて応急手当ができる。

③救急搬送時の対応

- ・ 適切に通報し救急隊員到着までの間、患者の変化に注意して観察ができる。
- ・ 救急隊員への情報伝達（伝達シート等）が準備され、適切に情報提供ができる。
- ・ 適切に救急搬送時の対応ができる。（搬送ルートの確保、救急車への同乗、持参記録等の準備等）
- ・ 救急医療機関へ適切な引き継ぎができる。（救急車への同乗、医療機関への情報提供）

④再発防止のための対策

- ・ かかりつけ医、嘱託医、協力医療機関との連携を取りながら、患者の変化に注意して、異常の早期発見に努めることができる。

①～④の流れを意識して、急変時対応に取り組みましょう!!

●急変時対応シート

急変時対応シートは消防庁のHPに重大な病気やけがの可能性のある「ためらわず救急車を呼んで欲しい症状」として掲載されている図に、救急隊が最低限伝達して欲しい情報を追加しております。函館市医療・介護連携支援センターHPからダウンロードが可能です。

◎急変時対応シートについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市医療・介護連携支援センターHP

「[急変時対応シート・函館市](#)」

(4) 入院～退院直後

医療側



介護側



～共通課題～

どんな情報の提供をするといいの？

●はこだて医療・介護連携サマリー

入退院時の情報提供には情報共有ツール「はこだて医療・介護連携サマリー」を是非活用ください。

医療・介護、お互いの情報を提供しあうことで、退院後のその方の生活イメージが共有できます。支援の方向性が一致しスムーズな連携に繋がります。

函館市医療・介護連携支援センターHPからダウンロードが可能です。

◎はこだて医療・介護連携サマリーについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市医療・介護連携支援センターHP
[「はこだて医療・介護連携サマリー」](#)

◎『入院～退院直後』での医療・介護の連携についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市医療・介護連携支援センターHP
[「はこだて入退院支援連携ガイド」](#)

医療と介護の連携を支援する

はこだて入退院支援連携ガイド



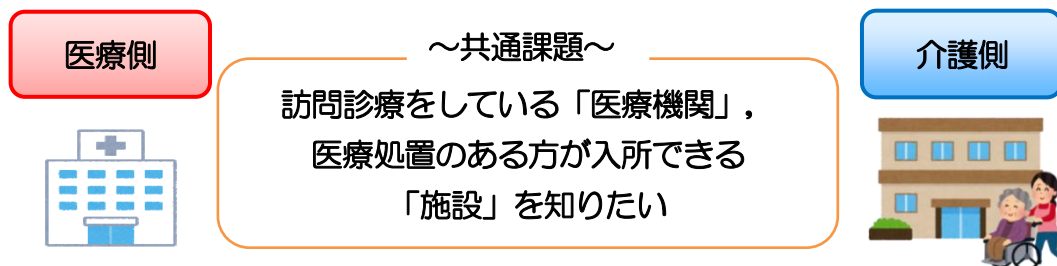
平成29年 4月

函館市医療・介護連携支援協議会

函館市内の入退院時のスタンダードな連携の在り方をまとめています。入退院支援に関する医療・介護関係者が相互の動きを把握することで、スムーズな連携の促進につながることを目的に作成しています。

【活用例】

- 自職種の動きの確認時に活用
- 研修会等での活用
- 新人職員への指導の場面での活用 等



函館市医療・介護連携支援センターHPの「医療・介護連携マップ」（以下マップ）では、函館市内の「医療機関」または「入院医療機関」「在宅支援を行っている薬局」「介護（居宅系）事業所」「介護（入所系）事業所」の検索が可能となっています。例えば、医療機関の住所、電話番号や窓口担当者の他、ケアマネタイム（P15参照）、訪問診療や往診の可否等が確認することができます。また、介護事業所については「受入対応可能な病名・処置内容」も検索することができます。

（このマップは、函館市内の医療・介護機関へ毎年アンケート調査を実施し、掲載希望の回答があった機関の情報を掲載しております。）

【問合せ先】

函館市医療・介護連携支援センター（函館市医師会病院1階）	43-3939
------------------------------	---------

◎在宅医療・介護連携マップについてはこちらをご参照ください。

⇒[函館市医療・介護連携支援センターHP](#)「医療・介護連携マップ」

○訪問診療と往診の違い

訪問診療は、通院できない患者の依頼を受け、定期的に訪問し、診療、治療、薬の処方、療養上の相談・指導を行う事です。

往診は、通院できない患者の要請を受け、その都度診療を行うことです。

○在宅療養支援病院・支援診療所とは

在宅で療養している患者やその家族の求めに対し、24時間・365日体制で往診や訪問看護等の必要な医療を提供する病院・診療所のことを言います。

○在宅療養後方支援病院とは

在宅医療を提供している医療機関と提携し、あらかじめ緊急時の入院先希望を届け出ていた患者の急変時に、24時間・365日いつでも対応し、必要に応じて入院も受け入れる病院のことを言います。

(5) 訪問診療中

医療側



介護側



～共通課題～

歯科，栄養管理に関する相談窓口は？

●函館歯科医師会 道南圏域在宅歯科医療連携室

口腔に関すること（口腔ケアや訪問歯科診療など）の相談ができます。

受付時間 月曜～金曜 10時～16時（木曜は午前のみ）

◎道南圏域在宅歯科医療連携室についてはこちらをご参照ください。

⇒[函館歯科医師会HP](#)「道南圏域在宅歯科医療連携室」

道南圏域 在宅歯科医療連携室	函館市五稜郭町 23 番 1 号 函館市総合保健センター1 階 函館口腔保健センター内	76-0039 (FAX兼)
-------------------	---	-------------------

●北海道栄養士会「栄養ケア・ステーション函館支部」

北美原認定栄養ケア・ステーション

栄養面のサポートが受けられます。また，医師の指示により栄養食事指導が受けられます。

北海道栄養士会 栄養ケア・ステーション 函館支部	函館市湯川町 2 丁目 17 番 8 号 湯の川女性クリニック内	090-8631-7953
北美原認定栄養ケア・ ステーション	函館市石川町 350 番 18 号 北美原クリニック 人工透析センター内栄養指導室	34-6677

医療側



～共通課題～

柔道整復師、鍼灸師・マッサージ師に
訪問してもらい治療や施術を
受けることはできる？

介護側



●柔道整復師による訪問

骨折及び脱臼、捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）等、各種損傷に対して治療を行います。また、自宅で転倒などの怪我をされ、通院が困難な方の自宅に訪問し治療を行います。

◎訪問可能な整骨院についてはこちらをご参照ください。

⇒北海道柔道整復師会 函館ブロックHP「[医療・介護連携往療整骨院](#)」

公益社団法人 北海道柔道整復師会 函館ブロック	51-4588
-------------------------	---------

●鍼灸師・マッサージ師による訪問

痛みや体のさまざまな辛さや筋力の低下、筋麻痺、関節拘縮などに対して施術を行います。機能訓練指導員でもあるため、介護予防や身体機能の回復などのリハビリテーションを行うことも可能です。鍼灸は「神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症」、マッサージは「関節拘縮・筋麻痺・萎縮」がある状態で医師の施術同意があれば保険が適応されます。

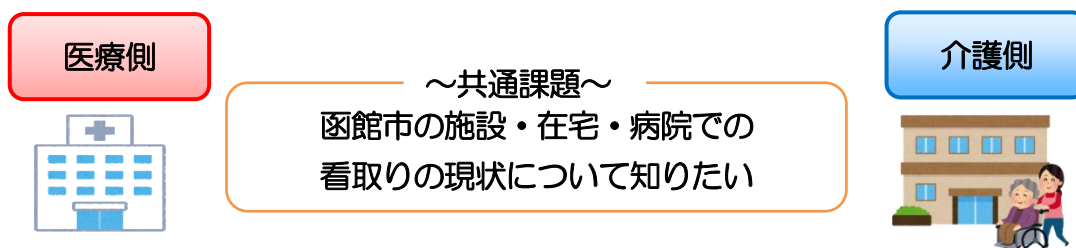
独歩で公共交通機関を使っての外出が困難な状態の方には、居宅や施設での訪問による施術を行うことも可能です。往療費も保険適応が可能です。

◎訪問可能な治療院についてはこちらをご参照ください。

⇒函館鍼灸マッサージ師連絡協議会HP「[訪問治療可能治療院](#)」

函館鍼灸マッサージ師連絡協議会	41-8901
-----------------	---------

(6) 人生の最終段階



看取りとは、近い将来死が避けられないとされた方に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減するとともに、本人の意思と権利を最大限に尊重し人生の最期まで尊厳ある生活を支援することです。現在の日本は自宅で亡くなる方が少なくなり、病院で最期を迎える方のほうが多い状況となっています。しかし近年、「人生の最期の時期をどう過ごしたいのか」「どのような医療を受けたいのか」など、最期まで自分らしく過ごすということに関心が高まってきており、終末期等に関する意識調査でも、「住み慣れた場所で最期まで生活したい」と希望する方が少しずつ増えてきているという結果がみられています。

函館市においても、病院ではなく住み慣れた自宅や施設等で最期まで過ごしたいと希望されている方は少なくありません。実際に医療・介護関係者の連携によって、そのような希望を叶えられている方もいらっしゃいますが、中には様々な要因により、希望があっても思うように過ごすことができない方もいらっしゃいます。ご本人ご家族の意向を尊重し、望む選択ができ人生の最終段階を穏やかに過ごせるような地域になっていくためには、医療と介護の専門職が連携し看取りに向けた環境を整えていくことが大切です。

函館市医療・介護連携支援センターでは、そのような地域作りの支援として、様々な取り組みを行っております。

⇒函館市医療・介護連携支援センターHP

◎函館市医療・介護連携多職種研修会「地域での看取りを知る」についてはこちらをご参照ください。

「地域での看取りを知る～その現状とこれから～」

[開催報告 第4回 函館市医療・介護連携多職種研修会](#)

「地域での看取りを知る～多職種の視点からみた看取りの実際～」

[開催報告 第5回 函館市医療・介護連携多職種研修会](#)

「在宅・施設・病院それぞれの多様によるACの在り方」

[開催報告 第6回 函館市医療・介護連携多職種研修会](#)

◎函館市医療・介護連携多職種研修会「施設看取り研修会」についてはこちらをご参照ください。

「介護施設等での看取りケアの取り組み」[開催報告 令和元年度施設看取り研修会](#)

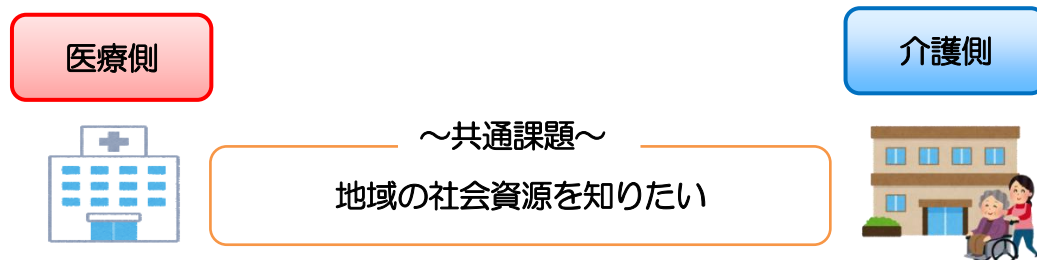
◎看取りに関わる専門職のコラムについてはこちらをご参照ください。

[「施設医・在宅医・病院医～それぞれの立場からの看取り～」](#)

[「医師・施設相談員・在宅ヘルパー・病院看護師～それぞれの立場からの看取り～」](#)

[「多職種によるACPの在り方」](#)

(7) その他



函館市には介護保険サービス以外にも介護や援助を必要とするひとり暮らしの高齢者（おおむね65歳以上）や高齢者のみの世帯の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な社会資源があります。ここでは高齢者福祉サービスと介護予防についてご紹介します。

◎高齢者福祉サービスについてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[高齢者福祉サービス（介護保険以外のサービス）](#)」

- ・[在宅生活を支えるサービス・函館市](#)
- ・[介護者を支えるサービス・函館市](#)
- ・[認知症の方とその家族のためのサービス・函館市](#)
- ・[生きがいづくり・社会参加の促進のためのサービス・函館市](#)

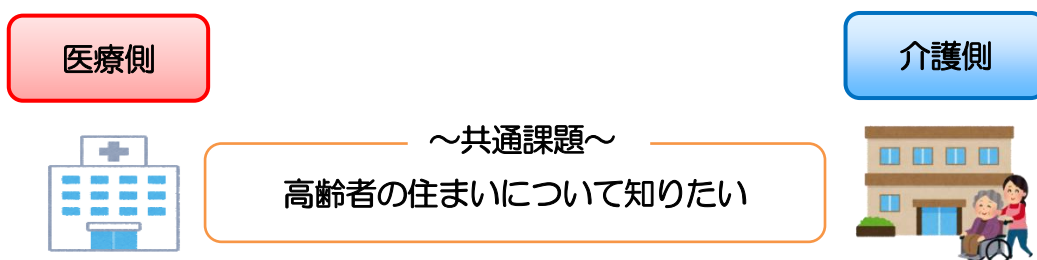
【問い合わせ先】下記へお問い合わせいただくと各担当窓口をご案内します。

函館市保健福祉部高齢福祉課 相談支援担当（市役所2階）	21-3025
-----------------------------	---------

◎介護予防についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[介護予防・函館市](#)」

函館市保健福祉部高齢福祉課 介護予防担当	21-3082
----------------------	---------



函館市医療・介護連携支援センターのHPには介護保険施設の他にも有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の情報が掲載されています。

◎介護保険施設やサービス付き高齢者向け住宅等の検索についてはこちらをご参照ください。料金や入居条件は各自お問い合わせください。

⇒[函館市医療・介護連携支援センターHP](#)「[医療・介護連携マップ](#)」

◎その他、高齢者向け優良賃貸住宅制度についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[高齢者向け優良賃貸住宅制度・函館市](#)」

3 関係機関一覧

名 称	所 在 地	電話番号
函館市医療・介護連携支援センター	函館市富岡町2丁目10番10号	43-3939

●函館市地域包括支援センター

名 称	所 在 地	電話番号
函館市地域包括支援センターあさひ	函館市旭町4番12号	27-8880
函館市地域包括支援センターこん中央	函館市松風町18番14号	27-0777
函館市地域包括支援センターときとう	函館市時任町35番24号	33-0555
函館市地域包括支援センターゆのかわ	函館市湯川町1丁目15番19号	36-4300
函館市地域包括支援センターたかおか	函館市高丘町3番1号	57-7740
函館市地域包括支援センター西堀	函館市富岡町3丁目12番25号	78-0123
函館市地域包括支援センター亀田	函館市昭和1丁目23番8号	40-7755
函館市地域包括支援センター神山	函館市神山1丁目25番9号	76-0820
函館市地域包括支援センターよろこび	函館市桔梗1丁目14番1号	34-6868
函館市地域包括支援センター社協	函館市館町3番1号	82-4700

●市関係窓口

名 称			所 在 地	電話番号
函館市保健福祉部	高齢福祉課	相談支援担当 (市役所2階)	函館市東雲町4番13号	21-3025
		家族介護支援・認知症担当(市役所2階)		21-3081
		介護予防担当		21-3082
	介護保険課	介護サービス担当 (市役所2階)		21-3023
	管理課	函館市福祉サービス苦情処理委員事務局(市役所3階)		21-3297
	生活支援課	(市役所2階)		21-3285
	障がい保健福祉課	公費医療等担当		21-3187
函館市市民部	国保年金課	給付担当(国民健康保険)	函館市五稜郭町23番1号	21-3145
		高齢者医療担当 (市役所1階)		21-3184
市立函館保健所	地域保健課	函館市医療安全支援センター(市立函館保健所3階)	函館市五稜郭町23番1号	32-1528
	保健予防課	感染症・難病担当		32-1547

《参考》

- 厚生労働省 HP
- 国立がん研究センターHP
- 全国健康保険協会（協会けんぽ）HP
- 函館市 HP
- 函館市医療・介護連携支援センターHP
- 函館歯科医師会 HP
- 函館市社会福祉協議会 HP
- 函館市夜間急病センターHP／パンフレット
- 函館薬剤師会 HP
- 函館鍼灸マッサージ師連絡協議会 HP
- 北海道柔道整復師会 函館ブロックHP

★MEMO★

★MEMO★

★MEMO★

医療と介護の連携を支援する

はこだて療養支援のしおり

令和2年（2020年）12月 発行

令和4年（2022年）7月 更新

発行者 函館市医療・介護連携推進協議会

連携ルール作業部会 退院支援分科会

（事務局：函館市医療・介護連携支援センター）

住 所 〒041-8522

函館市富岡町2丁目10番10号 函館市医師会病院内

電 話 0138-43-3939